湯前町総合計画（第5次：平成23年～平成32年）

熊本県湯前町

湯前町総合計画

（第５次：平成 23 年～平成 32 年）

熊本県湯前町

あ い さ つ

この度、平成２３年度を初年度とする１０カ年のまちづくり指針となる、第５次総合計画を策定しました。
本町では、これまで第４次総合計画に基づく、「活力と個性あふれる豊かな町づくり」をめざし、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化への対応、安全で安心な住民社会の構築と自然との共生、新しい産業構造への転換、高度情報化社会への対応など、本町を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、活力ある地域づくりが求められております。

そのため、こうした変化に対応し、中長期的視野のもと総合的かつ計画的な行政運営を進めるため、５つの基本施策のもと『活き活きと輝き、誇れる町ゆのまえ』の実現をめざし、新たな総合計画を策定したものです。

今後、この計画に基づき、この湯前町がもつ自然の豊かさと歴史を守りつつ、地方分権時代の大きな流れを乗り切る地域力を高め、町民の皆様が活き活きと輝き、安心して暮らすことができ、誇りを持ち、此処「ゆのまえ」に住んで良かったと思うまちづくりを進めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました振興計画策定審議会委員並びに町議会議員の皆様はじめ、まちづくり町民アンケート調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成２３年３月

湯前町長　鶴　田　正　巳

町民憲章

わたしたちは、湯前町民であることに誇りをもち豊かで、明るく、住みよい町にするために町民憲章をここに定めます。

一、健康で、心豊かな
　　まちをつくりましょう

一、平和・勤勉・明朗な
　　まちをつくりましょう

一、自然を、人を、郷土を愛する
　　まちをつくりましょう

一、活力があり、未来がある
　　まちをつくりましょう

一、先人に学び、文化を継承する
　　まちをつくりましょう

町　章

昭和 45 年2月 10 日制定

湯前町の「ユ」の字を図案化したもので、中央の切抜は、貫流する球磨川と、終着駅の鉄道の意を表し、《融和》《団結》《発展》を単純明快に象徴したものである。

町　鳥

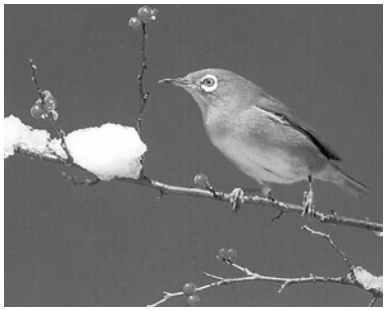

目白（めじろ）

町　花

ツツジ

町　木

檜（ひのき）

第５次湯前町総合計画

～　生き生きと輝き　誇れる町　ゆのまえ　～

【序　　論】
第１章　計画策定の役割と期間 …… 1

第２章　計画策定の背景 …… 2

【基本構想】
第１章　基本構想の策定にあたって …… 9
第２章　将来像実現のための基本目標 …… 10

【基本計画】
第１章　匠の技と思いが拓く産業づくり …… 21

第２章　水とみどりの豊かな住環境づくり …… 34

第３章　ほっとする笑顔あふれる福祉づくり …… 50

第４章　未来へつなぐ人づくり …… 68

第５章　ともに考えともに創るまちづくり …… 76

【事業計画】
事業計画（平成 23 年度～ 27 年度） …… 85

普通会計歳入歳出計画書 …… 90

序　論

◇第１章　計画策定の役割と期間

◇第２章　計画策定の背景

第１章　計画策定の役割と期間

まちづくりの基本方針を明らかにするために、この第５次総合計画を策定するものです。

第１節　計 画 の 役 割

湯前町総合計画は、以下の役割を果たします。

（１）本町の町政全般における最上位計画としての役割。

（２）時代の流れを認識し、将来目標達成に向けての政策を明らかにする役割。

（３）住民と行政の協働による政策形成の仕組みを明らかにする役割。

（４）国・県・近隣市町村との連携・協力を進めていく上での基本指針としての役割。

第２節　計画の構成と期間

湯前町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画によって構成します。それぞれの役割は、次のとおりです。

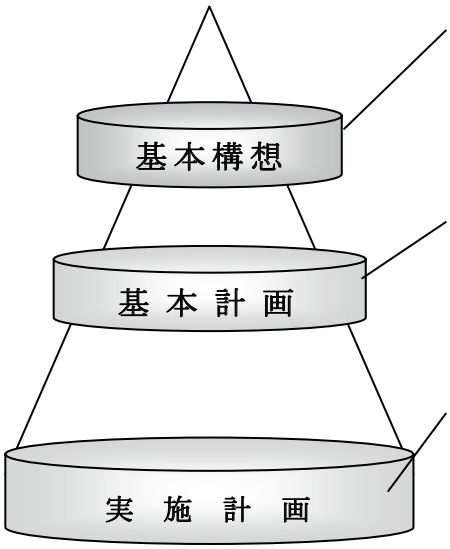

■基本構想　湯前町が目指す将来像と、これを実現する政策の柱、将来像実現に向けたまちづくり方針などを「基本方針」として示すものです。

■基本計画　基本構想を実現するための具体的な政策・施策・単位施策・主な事業を体系的に示すものです。

■実施計画　基本計画で定めた政策体系に基づいて、毎年度の行財政運営における事業実施方策を明らかにし、事業内容を具体的に示すものです。

■計画の期間

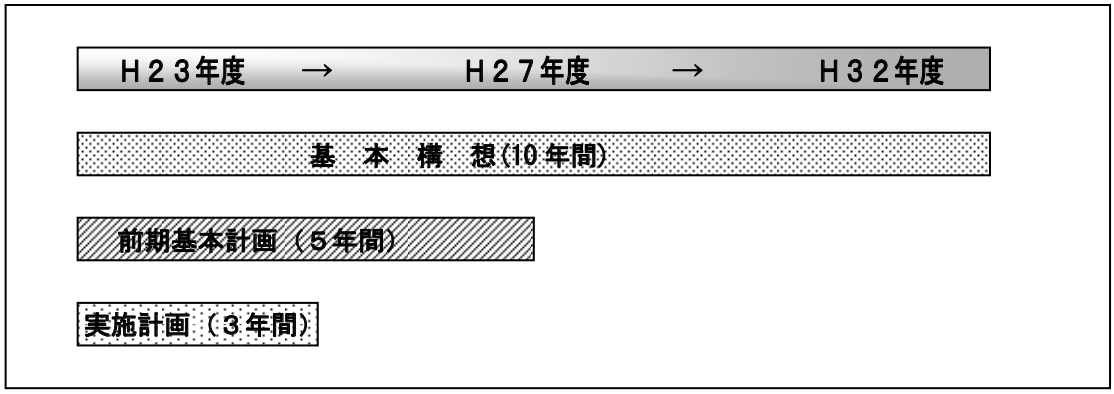

第２章　計画策定の背景

第１節　湯前町の概況

湯前町は、熊本県の南部、人吉市より東へ約２４ｋｍ、球磨盆地の東端に位置し、町の東側は九州山地で隔てられ宮崎県西米良村と接し、西から南側にかけては多良木町、北側は球磨川を挟み水上村と接しています。東西８．５ｋｍ、南北１０ｋｍ、総面積４８．４２ｋ㎡となっており、その内林野面積が７割強を占めています。

周囲を幾重にも連なる九州山地の脊梁に囲まれた球磨盆地には、独特なすばらしい文化が発達し、平安時代末には、御大師堂内の毘沙門天像が造られるなど仏教文化が華開いていたようです。室町時代に入り、相良氏が球磨盆地を統一し、明治始めまでの７００有余年に亘り支配をしました。明治２２年の町村制施行で湯前村となり、昭和１２年４月１日に町制を敷き現在に至っています。

また、本町の人口は、昭和３０年頃の８，７６８人をピークにその後減少を続け、平成７年には５，３５０人に、平成１７年には、４，７２６人とピーク時より４，０４２人、率として４６％の減少となりました。

産業を見ると農林業が本町の基幹産業でありますが、労働力の都市への流出や産業構造の変化と共に、高齢化や担い手不足等による様々な要因により産業の低迷が続いています。

第２節　湯前町を取り巻く情勢

１　人口減少社会・少子高齢化の進行

わが国の人口は、平成１７年に約１億２千７７７万人となり、前年度人口を戦後初めて下回り、人口減少社会に転じました。国の試算では、平成３２年の人口は約１億２千２７３万人にまで減少する見込みです。

本町においては、平成１７年の人口は４，７２６人で、平成１２年に対し２９２人の減少となりました。このままの状況が続くと平成２７年には、４，０８８人まで減少することが見込まれています。また、町人口に占める高齢者の割合で平成２７年には、平成１７年から約６％増の約３９％となる見込みで、このような人口減少社会、少子高齢化の進行は、労働生産性の低下や社会保障制度などにも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

また、人口減少社会、少子高齢社会が進むと、地域社会や家族の希薄化など、さまざまな集落機能が低下していく可能性があります。特に農地や山林の保全が困難な事態が発生するなど産業の担い手の確保が重要な課題となっています。

２　地方分権の進行

地方分権の進展により町が担う責任と役割が増していくなか、まちづくりに対する住民のニーズも多様化しています。

また、厳しい財政運営が続くなか、住民満足度の高いまちづくりを進めるためには、「自ら考え、自ら行動する」住民自治に根ざした協働のまちづくりを進めていくことが必要です。地域の特性や資源を有効に活用した政策を展開することで、地域力の向上を図ることが求められております。今後は、地域の個性化等により、地域間競争の時代が本格化すると予想され、地方分権時代に対応できる自治能力づくりを高める必要があります。

３　環境問題への対応

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、解決すべき人類共有の課題であり、地球環境保全への人々の意識が急速に高まってきています。この問題は、毎日の生活や経済活動と深く密着しており、今後は、地域全体で省資源、省エネルギー、リサイクル運動などの循環型社会の構築に向けた取り組みが必要であります。

また、一人ひとりが、環境に配慮した暮らし方を実践することで、この美しい環境を維持しながら、持続可能社会づくりに積極的に参画する必要があります。

４　高度情報通信社会の進展

インターネットや携帯電話などの急速な普及により、生活環境や経済環境が大きく変化し、情報通信の重要性が益々大きなものとなっています。

これらの通信コミュニケーション技術の進展は、遠隔地医療や防災情報などにおいても期待される一方、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。このため、情報化に伴う諸問題への対応や氾濫する悪質なメデイア情報から住民を守る体制づくりを進める必要があります。

第３節　まちづくりへの期待

総合計画策定のために、平成２１年９月に実施した町民意識調査による町民が寄せる「まちづくり」への期待についての概要は、次のとおりです。

■小・中・高校生

問　あなたは、大人になってからも湯前町に住み続けたいと思いますか。

(1)できれば、ずっと住みたいと思う	14.5%
(2)一時的に町外にでることはあっても将来また戻ってきて住みたい	46.8%
(3)他の「まち」に住みたい	15.8%

問　あなたは、将来湯前町がどんなまちになればいいと思いますか。

(1)山や川などの自然が豊かなまち	15．7%
(2)水や空気がきれいなまち	11．2%
(3)古くからの建物やお祭りがいつまでも残っているまち	9．7%
(4)人が優しく、地域の人同士のふれあいが盛んなまち	6．6%
(5)スポーツをするところや遊び場が多いまち	12．1%

■一般住民

問　あなたは、今後、湯前町がどんな町になればいいと思いますか。

(1)商工業が活性化し、新産業が育成される、雇用の機会がある町	13．9%
(2)医療・防災・交通安全などの体制が整った、安全で安心して暮らせる町	13．8%
(3)子どもを安心して産み、育てられる町	12．9%
(4)保険・福祉などの体制が整った、健康でいきいきと暮らせる町	12．8%
(5)環境が保たれ、豊かな自然の中で、落ち着いて暮らせる町	12．0%

問　あなたが、湯前町が優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1)農業の振興	36．3%
(2)商業の振興	20．9%
(3)観光の振興	18．6%
(4)林業の振興	14．7%
(5)工業の振興	9．5%

問　あなたが生活環境分野において、優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1)豊かな自然環境の保護	19．3%
(2)地震・台風などに対する防火体制の整備	14．0%
(3)防犯灯設置などの防犯体制の整備	13．7%

問　あなたが保健福祉分野において、優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1)医療機関の整備・充実	21．4%
(2)子育て支援サービスの充実	15．2%
(3)高齢者福祉サービスの充実	13．7%

問　あなたが教育・文化分野において、優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1)青少年の健全育成や人材育成のための取り組み	14．8%
(2)就学支援制度の充実	13．2%
(3)教育内容と教育施設の充実	12．1%

問　あなたが行財政分野において、優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1)役場の行政サービスの向上	26．8％
(2)行財政改革の推進	23．6％
(3)情報発信や情報公開の充実	20．1％

基　本　構　想

（平成 23 年度～平成 32 年度）

◇第１章　基本構想の策定にあたって
◇第２章　将来像実現のための基本目標

第１章　基本構想の策定にあたって

第1節　基本構想策定の意義

本町は、平成１３年に「活力と個性あふれる豊かな町づくり」を目標として第４次総合計画を策定し、個性豊かなまちづくりを展開して参りました。この間、少子高齢化の一層の進展、地球規模の環境問題、市町村合併を含む地方分権の推進と急激な社会の変化など、私たちを取り巻く時代の潮流は、これまでの予想を遙かに上回る勢いで進んできており、住民が求める価値観や生活意識も変化してきております。

こうした時代の変化をとらえ、新しい時代へのまちづくりの展開を図るために、本計画を策定することとしました。

第２節　基本構想の基本姿勢と将来像

本計画を策定するにあたり、次のことを基本姿勢として、

○　本町の美しい自然環境、豊かな歴史、ものづくりの技術など地域資源を活かしたまちづくり

○　暮らしやすい生活環境や安全・安心して生活が送れる、地域力の強いまちづくり

○　住民との協働による、住民ニーズの変化に対応した効率的行財政運営を行うまちづくり

本町に住む一人ひとりが夢と誇りを抱き、安心して活き活きと暮らし、「ゆのまえが好き」と、住んでいる住民の方々がそう思う笑顔の似合うまちづくりを実現するため、計画を進めて参ります。

■ **将来像**（まちづくりのキャッチフレーズ）

活き活きと輝き　誇れる町　ゆのまえ

～「ここが好き」誇りと笑顔の住む町　ゆのまえ～

第２章　将来像実現のための基本目標

第１節　施策の大綱

本町の将来像を実現するため、５本の政策分野別の基本方針を次のように設定します。

１．匠の技と思いが拓く産業づくり

「匠の技と思いが拓く産業づくり」では、本町の基幹産業の農林業をはじめとする各種産業の振興策を進めます。

農業の振興については、消費者の安心・安全な食への関心が高まるなか、職業として魅力とやりがいのある農業を目指し、付加価値の高い農産物の機能性を活用した生産や地産地消の取り組みの拡大を図ります。また、農業の担い手及び組織の育成を図るとともに耕作放棄地等の解消を進めます。

林業の振興については、本町は森林面積が約７割を占め、この豊かな自然環境の保全や森林の持つ多面的機能の高度発揮、生物多様性の保全のために、森林の保全・育成及び林業の担い手の育成、生産基盤の整備を推進します。

商工業の振興については、経済がグローバル化するなか、地域の特性を活かした魅力ある商店や個性を発揮できる地場産業の育成、農林業と連携した新たな振興策を推進します。

観光の振興については、豊かな自然と史跡・伝統文化など地域資源を活かした従来の観光に取り組むなか、グリーンツーリズムなどによる農林業をベースとした新たな体験型観光で「湯楽里」を拠点施設とした観光施策を進めます。

２．水とみどり豊かな住環境づくり

「水とみどりの豊かな住環境づくり」では、土地と水の有効利用、交通体系、防災消防、交通安全、上下水道、住宅対策、環境衛生及び保全に努め推進します。

土地と水の有効利用については、貴重な土地と水を有効活用し、地域の活性化と自然環境の保全を目指します。

交通体系の整備については、近年の産業の発展に伴い交通体系が大きく変化するなか、住民が安心して生活ができるよう産業、生活道路整備の推進を目指します。

防災消防については、地球環境の変化で局地化した集中豪雨などによる災害に対処すべき、地域での人と人との繋がりをもった自主防災意識の向上と、情報網の更なる発達により災害等の未然防止に努めます。

交通安全については、住民一人ひとりが交通ルールを守るための交通安全意識の高揚と施設の整備を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

上水道・下水道については、安全安心な水道水を安定的に供給し、水資源の確保と維持強化に努め、下水道では、河川を初めとする水質保全対策を実施し、住民が快適な生活が送れるよう整備を進めます。

住宅対策については、少子高齢化が進むなか、住民の快適な住環境整備を促進するため、新規住宅の建設、老朽化した住宅の建て替え、ユニバーサルデザイン化などの改築修繕等を行い安心安全な住環境整備を目指します。

環境衛生について、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対処するためにも、生活様式を見直し持続可能な社会づくりを推進し、新エネルギーへの取り組みも併せて推進します。

３．ほっとする笑顔あふれる福祉づくり

「ほっとする笑顔あふれる福祉づくり」では、子どもから高齢者までが安心して生活が送れるように福祉施策を進めます。

地域福祉活動・老人福祉については、本町は３５％を超える高齢化率のなか、地域と一体となって長い人生を健康でいきいきと暮らしていける地域社会を実現するため、個々にあった福祉サービスの提供を展開します。

児童福祉・ひとり親家庭等福祉については、安心して子どもを産み育てることができる町づくりを目指し、将来を担う子供たちを地域全体で見守り、子供たちの心身を健全に育成するために各施策に取り組みます。

障がい者福祉については、障がい者本人及び障がい者を取り巻く環境への働きかけを行い、支援体制を図るとともに、社会構成員として安心して暮らして行けるよう各種福祉サービスに取り組みます。

介護保険、国民健康保険については、住民の医療確保と健康維持・増進を図るため保健事業を始めとする事業の推進に取り組みます。

４．未来へとつなぐ人づくり

「未来へとつなぐ人づくり」では、学校教育、社会教育、社会体育、文化財保護と文化の振興を進めます。

学校教育の振興については、ＩＣＴ等を活用した、教育活動を展開し、学校と地域が一体となり、豊かな自然・歴史・文化・伝統を受け継ぐ、心豊かな人づくりを目指します。

社会教育の振興については、人間尊重の精神を礎とし、一人ひとりが創意と生きがいを持ち、住民の教養の向上、健康増進、生活向上と明るい地域づくりを推進します。

社会体育の振興については、住民一人ひとりがスポーツ活動を気軽に楽しむ生涯スポーツの振興を目指します。

文化財保護と文化の振興については、貴重な文化財を次世代に継承していくため、町の歴史や文化に対する住民の理解と認識を促すとともに、保護と活用を図り、文化を創造する住民の醸成を目指します。

５．ともに考え、ともに創るまちづくり

「ともに考え、ともに創るまちづくり」では、地方分権の進展により町が担う責任と役割が増え、少子高齢化の進行と住民の生活様式や価値観の多様化に伴い、まちづくりに対する住民ニーズも多様化し、より高度なものとなっています。厳しい財政運営が続く中、住民満足度を高めるためには、「自ら考え、自ら行動する」住民自治に根ざした協働のまちづくりを推進します。

また、旬報・広報等の紙媒体やホームページを含む電子媒体の情報通信網を活用し、地域と住民を結ぶネットワークづくりを進め、住民と地域、自治体が相互に連携する機能の充実を図り、住民主体のまちづくりが展開しやすいように環境づくりを進めます。

地方分権が進む中、人吉球磨を中心とした広域的な事務など他の自治体、組合等との連携の強化を図ります。

第2節　主な指標

１．人口の推計等

本町において、国勢調査の結果による人口の推移に基づき１０年後の町人口を推計しました。平成１７年の国勢調査人口は、４，７２６人でしたが、５年後の平成２７年では４，０８８人、１０年後の平成３２年には３，７８２人と推計しました。

また、産業別経済の指標についても現在までの農家数等の推移を掲載しました。

○ **人口の推計表**　（単位：人）

年		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総　人　口		4,726	4,400	4,088	3,782
	年少人口 （14 歳以下）	645 (13.6%)	512 (11.6%)	430 (10.5%)	379 (10.0%)
	生産年齢人口 （15～64 歳以下）	2,516 (53.2%)	2,341 (53.2%)	2,077 (50.8%)	1,859 (49.1%)
	老年人口 （65 歳以上）	1,565 (33.1%)	1,547 (35.2%)	1,581 (38.6%)	1,544 (40.8%)

※　平成１７年は国勢調査数値によるもので、平成２２年から平成３２年の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村将来推計人口」（平成２０年１２月推計）による。

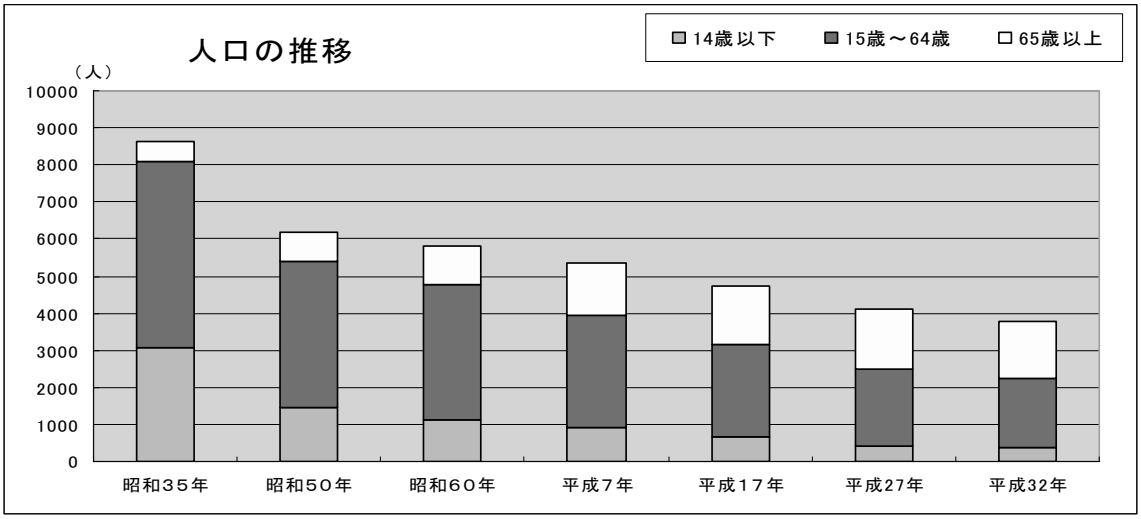
人口の推移
14歳以下
15歳～64歳
65歳以上
（人）
10000
9000
8000
7000
6000
5000
4000
3000
2000
1000
0
昭和35年
昭和50年
昭和60年
平成7年
平成17年
平成27年
平成32年

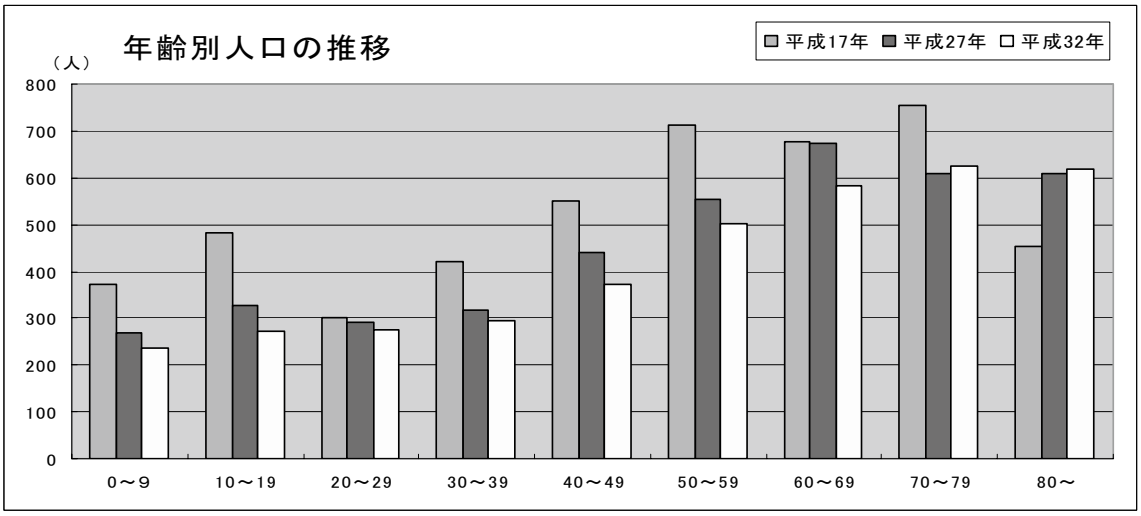
年齢別人口の推移
平成17年
平成27年
平成32年
（人）
800
700
600
500
400
300
200
100
0
0～9
10～19
20～29
30～39
40～49
50～59
60～69
70～79
80～

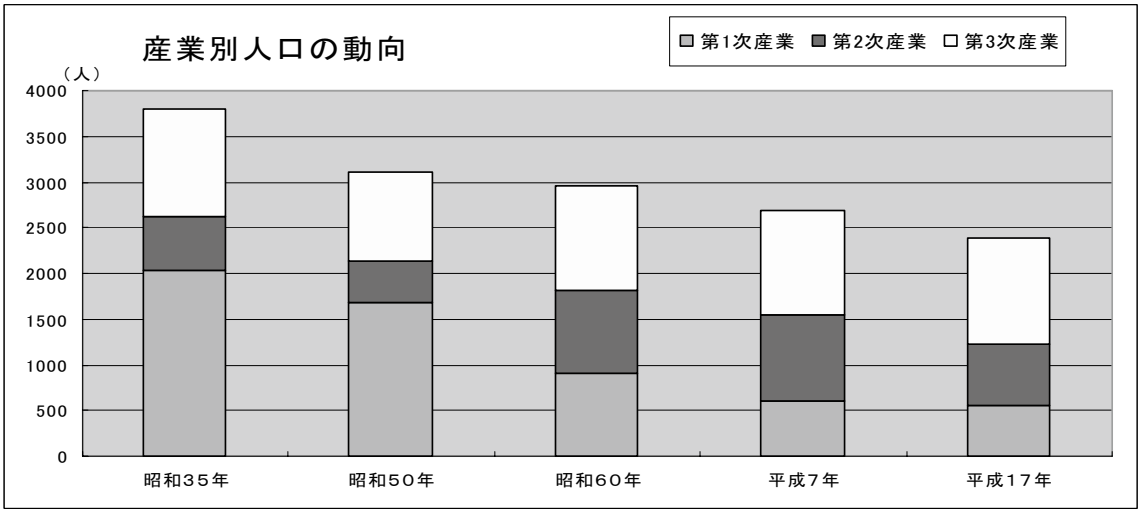
産業別人口の動向
第1次産業
第2次産業
第3次産業
（人）
4000
3500
3000
2500
2000
1500
1000
500
0
昭和35年
昭和50年
昭和60年
平成7年
平成17年

■農家人口、農家数の推移

区分	農家人口（人）			農家数（戸）		
	男	女	計	専業	兼業	総数
昭和 55 年	1,451	1,526	2,977	153	522	675
昭和 60 年	1,280	1,349	2,629	116	474	590
平成 2 年	1,153	1,210	2,363	105	425	530
平成 7 年	1,057	1,099	2,156	102	399	501
平成 12 年	1,026	1,110	2,136	90	411	501
平成 17 年	741	790	1,531	88	265	353

（資料：農林業センサス）

■経済耕地面積の推移

区分	形成耕地面積（ヘクタール）			
	田	畑	樹園地	総数
昭和 55 年	537	70	38	645
昭和 60 年	504	68	41	613
平成 2 年	513	62	37	612
平成 7 年	507	64	30	601
平成 12 年	543	44	35	622
平成 17 年	502	58	21	581

（資料：農林業センサス）

■商店数の推移

区　　分	昭和 63 年	平成 6 年	平成 11 年	平成 19 年
総　　数	120	95	91	83
法 人 商 店	19	19	19	19
個 人 商 店	88	76	53	45
飲　食　店	13	17	19	19

（資料：商業統計調査）

平成２２年１１月１１日

湯前町長　鶴　田　正　巳　様

湯前町振興計画策定審議会
会 長　　東　　龍 二 郎

湯前町基本構想について（答申）

平成２１年８月１８日付け湯前第１９５２号により、本審議会に諮問のあった湯前町基本構想(案)について慎重に審議した結果、町の将来を見通した協働のまちづくりを進めるための基本方針かつ行政運営の基本方針と認め、原案のとおりとすることに同意し、これをもって答申といたします。

なお、審議の過程で出された別添の意見書を踏まえ、基本構想の実現を図られるよう要望します。

（意見書）

１　地域活性化の源は、「人」と考えます。産業の再生、地域の再生など核となる人を育成することは、これからの町の重要課題であると考えます。人が育ち、地域、産業へその効果が波及し、町が田舎ながらの人情味あふれるまちとなるよう努められたい。

２　本町の基幹産業は、農業であり、その礎となるのが土、土地であります。現在農業経営者の高齢化や農業経営条件の悪化により、耕作放棄地が増えています。農業の再生と併せてこの美しい農村環境を将来へ残すための対策に努められたい。

３　林業について、林業従事者の高齢化や担い手不足などで山の姿が変わりつつある中、森林は、人間の体をリラックスさせ、免疫機能を向上させて健康を増進する効果があると言われており、エコライフなど新たな取り組みを入れながら、森林の持つ公益的・多面的な機能と保全に努められたい。

４　将来人口推計において、１０年後には４千人を割る推計がでており、労働人口の減少による産業の進展や地区の存立などに影響がでるなど人口問題は重要な課題であります。将来人口が少しでも増加するよう生活環境の整備とともに、子育て支援・教育の充実をはじめ、「安全で、安心して住み続けたい、住んでよかった」と思えるようにハード・ソフト面の取り組みに努められたい。

５　町の人口構成をみますと平成１７年国勢調査では高齢化率が３３．１％で、１０年後には４０．８％と４０％を超える推計となっています。急速に進む高齢化社会ではありますが、買い物弱者等の増加にも対応した商業者と農業をはじめとする産業の連携による、新たな取り組みなどで商業の再生と地域の活性化に努められたい。

６　地方分権が進む中、多様化する諸問題に対処するため、小さな自治体ながらの特利を活かして、職員や民間も含めたプロジェクトなどで積極的に課題解消に取り組んでもらいたい。また、財政が厳しい状況であるので、今後も効率的かつ効果的な行財政運営に努められたい。

■ 湯前町振興計画策定審議会委員名簿

会　長	東　　龍二郎	住民代表
副会長	荒　川　廣　文	ＪＡくま理事
委　員	久保田　　修	農業委員会農政部会長
〃	永　松　廣　海	商工会理事
〃	竹　下　裕　一	商工会理事
〃	野　田　アツ子	農業女性ネットワーク会長
〃	永　濵　利　恵	婦人会副会長
〃	黒　木　優　士	青年団団長（Ｈ２１年度）
〃	神　瀬　章　太	青年団団長（Ｈ２２年度）
〃	東　　振　作	住民代表
〃	落　合　昭　子	住民代表

基　本　計　画

（前期計画：平成 23 年度～平成 27 年度）

◇第１章　匠の技と思いが拓く産業づくり

◇第２章　水とみどりの豊かな住環境づくり

◇第３章　ほっとする笑顔あふれる福祉づくり

◇第４章　未来へつなぐ人づくり

◇第５章　ともに考えともに創るまちづくり

第１章　匠の技と思いが拓く産業づくり

第１節　農業の振興

１．現況と課題

農業は食料などを安定的に供給するという役割に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、人々が安全で潤いのある生活を営むうえでの様々な役割を果たしています。しかし、経済のグローバル化に伴うあらゆる産業分野における国際競争の激化は農業も例外ではなく、通貨高に加えて地理的・歴史的条件から経営の大規模化が進んでいないことによる高コスト構造のため、海外から輸入される安価な農産物との競争は常に日本の農業者に不利であり、その結果として農業は長期低落傾向にあります。

そうした中で、本町の農業は中核担い手農家を中心に、水稲を基幹として施設園芸、畜産、葉タバコ等を組み合わせた複合経営で営まれています。しかし、近年の農産物の販売価格低迷、燃料・資材価格の高騰による農業所得の低迷は農家の兼業化に拍車をかけ、後継者不足と農業者の高齢化が顕著となっており、その結果として生じる遊休農地や耕作放棄地の増加が、農業の置かれた環境の厳しさを示しています。

本町においても、平成１２年度に策定した第４次総合計画で１戸あたりの農業所得を当時の１，４３３千円から平成２２年度には１，７２０千円に向上させることを目標に掲げましたが、実際には４割以上の減少となりました。このことは、もはや従来の農業政策の延長線上にある取り組みではこの傾向に歯止めがかからないことを表していると言えます。しかし、平成２１年９月に実施した住民アンケートの「湯前町がどんな町になればよいと思いますか」との質問に対して、「自然を生かした農林業が盛んな町」という回答が１２．１％を占め、農業をはじめとする一次産業への住民の期待が高いことをうかがわせます。

このような状況の中、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の近代化の促進と意欲ある担い手の農地の集積を図るとともに、安全・安心な農作物と付加価値の高い農産物などの生産・販売を支援し、農業振興を積極的に推進する必要があります。

また、近年では、食の安全・安心や環境保全を重視した農業への関心が高まっており、生産サイドでもそのような多様な消費者ニーズに応えていくことが求められています。さらに、ほ場整備事業が完了後３０年以上経過し、用水路等の施設が老朽化しており、改修等が必要な時期を迎えていることも大きな課題です。

２．基本方針

安定し発展する農業を確立していくため、生産基盤の整備や、後継者の育成、営農組織の育成を図ります。また個性や創意工夫のある農業の育成や新しい農業経営を推進するとともに、農地の持つ多面的機能を維持するため、農地の保全と有効活用を推進します。

また、世界人口が増加するなかで長期的には農地や食料が不足しかねないという前提と、農地は地域にとっては財を生む生産設備であることを踏まえ、農地を農地として維持し、後世に伝えていくために、販売や流通対策、付加価値を付けた商品化の支援などを含む幅広い振興策を推進します。

３. 施策の体系

（１）生産基盤の整備
（２）農地の保全・有効利用
（３）担い手の確保
（４）生産性の向上
（５）消費者目線に立った魅力ある農業

4. 基本計画

（１）生産基盤の整備

農業生産の基本である土づくりのため、農地への適切な堆肥投入を推進し、そのための施設や機械の導入を支援します。農業生産になくてはならない農業用水については、限りある水資源を効率的に活用するため、既存の施設を最大限に活用するとともに、農業者や関係団体と連携して施設の維持・補修・改修を行います。

また、経営規模の拡大や作業の機械化に伴い、農業用車両等も大型化する傾向にある中、道路や離合箇所の整備が遅れている地域については、必要に応じて整備を行います。

（２）農地の保全・有効利用

世界人口が増加するなかで、国内の食料生産力を維持するということは全国的な課題であるとともに、地域経済にとって大変重要です。

こうした課題に対処するため、農地の保全と有効活用を推進するとともに、農業を「稼げる」職業にするために生産性の向上や販路の拡大、農地を荒らす有害鳥獣対策等、様々な対策を一体的に推進します。

また、中山間地域直接支払制度交付金事業、農地・水・環境保全向上活動支援事業等により、地域住民一体となって、生態系の保全や景観形成、農村環境に配慮した農地や農業施設の保全管理に取り組み、耕作放棄の防止に努め、農地の有効利用を図ります。

（３）担い手の確保

農業後継者や担い手を確保・育成するため、関係機関と連携して、技術・知識に関する研修や自主的な活動に対して支援し、中核的農業者を育成します。さらに、既存の農業者及びその後継者にとどまらず、新規参入者や営農組織（法人を含む）も念頭におきながら、担い手の確保を推進します。

また、これまでに地域の営農を担ってきた農業者の高齢化が進んでいる中で、生産にあたって重労働を必要とする作物については生産の継続が困難になるケースが増加すると予想されます。そうした場合でも可能な限り農業に携わっていただけるよう、軽量作物の導入や農業者の組織化等による営農の維持を図ります。

（４）生産性の向上

経営耕地の団地化を推進するとともに、農地や設備などの経営資源の有効利用と過剰投資の抑制を図るため、担い手農家を中心とした集落営農の取り組みを支援します。

また、生産規模の拡大や作業の機械化、生産設備の導入や更新を支援するため、補助事業への取り組みや制度融資の斡旋を行います。

（５）消費者目線に立った魅力ある農業

消費の二極化や健康志向などに象徴されるように消費者の価値観が多様化し、消費行動が細分化するなかで、農業の生産サイドでも販売やマーケティングへの理解が求められていることから、研修や消費者との交流による情報収集を図るとともに、消費者ニーズに対応した安全で良質な農産物の生産を推進します。

また、農産物に付加価値を付けるため、農商工連携による加工品の開発と生産振興、販売ルート開拓等の支援にも積極的に取り組みます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現　　状	平成２７年度目標値
一戸あたりの農業所得	８５１千円	１，０２１千円
新規就農及び農業分野での雇用	－	１０名

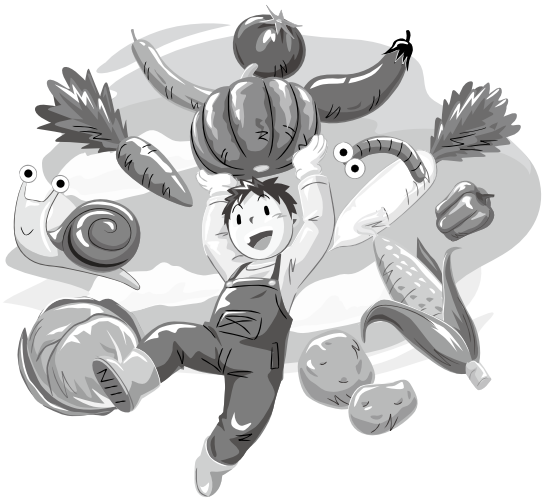

第２節　林業の振興

１．現況と課題

本町の総面積は４，８４２ｈａで、そのうち３，５６４ｈａ（７４％）を林野が占めています。

山林の保有形態は、国有林２，１５０ｈａ（林野の約６０％）で、公有林及び私有林が１，４１４ｈａ（林野の約４０％）という構成割合です。また、国有林のうち町及び小中学校が分収林として６６ｈａを活用しています。

民有林の一般地勢は、市房山（１，７２１ｍ）から花立山（１，１０６ｍ）、白髪岳（１，４１７ｍ）に連なる九州山地中腹以下の山麓を占め、林業経営に適し、民有林においては、スギ・ヒノキを主体とした人工林率９０％で、そのうち８１８ha（民有林人工林の６４％）が９齢級以上（４１年生以上）となり森林資源が充実しています。

しかし、７齢級（３５年生）以下の若い林分では、間伐が必要な森林も見られ、今後も引き続き保育、間伐を適正に実施していくことが必要となっています。

公有林を除いた民有林においては、林家個別の所有規模１ｈａ未満の極めて零細なものが大半を占めていますが、森林組合へ施業・経営を長期委託し、森林施業計画を樹立している森林が６割を占め、提案型施業を柱とした集約化施業の推進と林内路網整備、高性能林業機械の導入による施業の合理化と生産性向上が課題となっています。

２．基本方針

小規模で分散する森林所有者の森林の団地化、施業の受委託を促進するとともに、適切な間伐等の森林施業を勧め、森林の健全育成に努めます。また、基盤整備や高性能林業機械導入について、森林施業と一体的な実施を図ります。さらに、農林産物に被害を与える野生鳥獣について、被害実態調査を基に策定した鳥獣被害防止計画に基づいた被害防止の取組を推進するとともに、環境に配慮した林業経営を推進するため、持続可能な森林システムの構築を目指す森林技術者を育成します。

また、木材産業面では、公共施設や公共事業における木材利用を推進するとともに、普及啓発活動と間伐材等の利用促進を図り、併せて木材産業振興施設等の整備を支援します。

さらに、山菜、きのこ類、竹などの特用林産物の生産・加工・販売の促進を図るとともに、森林の果たしている役割・機能の重要性についての理解を促すため、協働の森づくり・住民参加の森づくりと森林環境教育を推進します。

３．施策の体系

（１）多様で健全な森林の整備
（２）持続可能な森林経営の推進
（３）地域産材の利用推進

（４）担い手の育成確保
（５）地域資源を活かした山村の振興
（６）森林の多様な利用の推進

４．基本計画

（１）多様で健全な森林の整備

人工林を健全に育てるために必要な間伐等の推進及び森林施業計画等に基づく計画的な伐採及び伐採跡地の適切な更新を図るため、健全な森林の造成を推進します。また、森林の持つ公益的機能の持続的発揮に向けた伐採林齢の延長や複層林・針広混交林等への誘導を推進します。森林は林産物を供給するとともに、森林資源の造成と国土の保全、水源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成等の多様な公益的機能を有しており、このような森林の機能は、適切に管理することによって持続的かつ高度に発揮されます。

このため、民有林において植栽、下刈り、除・間伐等の一連の造林施業を計画的・効果的に推進し、森林資源を充実させるとともに、公益的機能の確保や林業従事者の雇用を安定させ、山村経済の振興を図ります。

（２）持続可能な森林経営の推進

森林施業・経営の集約化や林内路網整備等を実施し、生産基盤の整備によるコスト削減に取り組み、持続可能な森林経営を推進します。

また、森林の有する多面的な機能が十分に発揮されるよう、適切な森林整備を図る観点から、林業事業体等による施業・経営の集約化活動を促進するため、森林施業に必要な地域活動を支援します。

（３）地域産材の利用推進

品質・性能が明らかな製品の安定供給など、需要に対応した供給体制の整備、木材の良さの啓発等による県産材の需要拡大及び木質バイオマスの利活用等を促進するため、林業・木材産業の振興施設整備を支援します。

（４）担い手の育成確保

若者やＵ・Ｉターン者等に対し、林業への就業を促進するとともに、林業従事者や林業事業体の育成及び林業後継者等の活動を支援します。

また、地域林業における中核的な存在である森林組合が、地域や森林所有者の負託に応えることができるよう、経営基盤の強化を図ります。さらに、林業は労働災害の発生頻度が高く、一度発生すれば重大事故となる可能性が高いため、安全確保対策の充実とともに就労環境の改善を図ります。

（５）地域資源を活かした山村の振興

定住促進を含めた都市と山村の交流促進を図るとともに、緑の空間としての

森林の総合利用の推進を図ります。

また、山村地域の就業機会を増やすため、特に林家の貴重な収入源であるシイタケやタケノコ等の特用林産物の振興を図るとともに、山村地域等の豊かな自然環境・文化・特産物等の地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなど都市と山村の交流を促進します。

（６）森林の多様な利用の推進

森林を自然とのふれあい、環境教育、健康づくり、生きがいの場や森林保全活動への参加の場としての利用を図るため、森林公園等の広報や再整備を促進するとともに、身近な里山林の保全と利活用を推進します。

また、森林が地球温暖化対策や生物多様性保全に果たす役割への期待が高まるなか、木質燃料の利用や間伐等の森林整備による二酸化炭素排出削減・吸収量のクレジット化等の取り組みも推進します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成２７年度目標値
林業素材生産量	３，７８２㎥／年	７，４００㎥／年
林内路網密度	３６．０７m／ha	４０．００m／ha

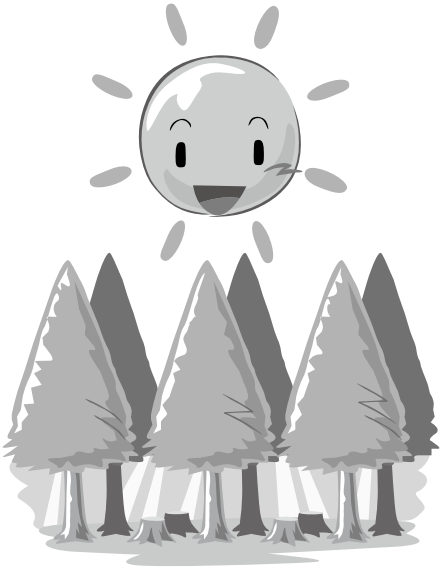

第３節　工業の振興

１．現況と課題

本町の工業を取り巻く環境は、長引く不況と経済のグローバル化により、人件費等のコスト削減を求めて国内製造業の生産拠点が次々に海外へシフトするなど、地域経済に与える影響も大きく、更には企業経営における環境変化のスピードが著しく加速するなど、その対応に苦慮する本町立地の企業も年々その数が減少しており非常に厳しい現状にあります。

また、本地域の特徴でもあります職人的技術を用いた伝統工芸の分野においても、後継者不足の問題をはじめ新製品開発や販路開拓など様々な課題が山積しております。このように、地域内雇用の多くを担い地域経済を牽引する重要な業種であることから、その経営の安定に向けて商工会等の関係機関と連携しながら、総合的な支援が求められています。

２．基本方針

情報化社会による商圏拡大に対応した既存企業の育成と、地場産業の経営基盤の安定化を図るとともに、企業誘致については、新規学卒者の就労の場、中・高齢者の雇用促進等、地域振興にも配慮した地域資源活用型の企業誘致に、本町のみならず広域的な立場から取り組みます。

３．施策の体系

（１）中小企業の育成振興
（２）地場産業の育成振興
（３）異業種間交流の連携促進
（４）企業誘致の促進
（５）情報化の促進

４．基本計画

（１）中小企業の育成振興

後継者の確保や人材の育成、経営基盤の安定強化など中小企業の育成振興のため、担い手育成や中小企業融資制度の充実と利用促進に努めます。

（２）地場産業の育成振興

木材業、酒造業、農産加工業などの豊かな地域資源を活用した地場産業の育成振興を図ると共に、新たな特産品の開発に伴う産業興しに取り組みます。

（３）異業種間交流の連携促進

異業種間交流の連携を推進し、新しい商品の開発や情報交換による販売ルー

トの開発と拡大支援等に努めます。

（４）企業誘致の促進

新規卒業者等の若年労働者の圏域外流出を抑え、女性や高齢者の雇用促進など、労働者福祉にも配慮した地域資源活用型等の広域的な企業誘致を行います。

（５）情報化の促進

情報化社会に対応した工業製品のＰＲや新規市場開拓、流通機能の充実を促進します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現　　状	平成２７年度目標値
製造品出荷額	２５３，２０４万円	３００，０００万円
事　業　所　数	２４事業所	２５事業所

第４節　商業の振興

１．現況と課題

商圏人口の減少、長引く景気低迷による個人消費の落ち込み、ライフスタイルの変化、モータリゼーションや情報化の進展、近隣市町村へのディスカウントショップ等の出店など商業を取り巻く環境は近年大きく変化し、小規模な本町商業者は、その変化に対応が遅れ非常に厳しい経営状態に陥っています。特に消費の流出に伴う地元小売店の衰退に加え、高齢化の進行による買い物弱者の増加など生活基盤そのものへの不安も発生するなど、商業を取り巻く多くの問題が生じています。

そのような中、本町のような中山間地域では個店や商店街が抱える問題に加え、福祉的視点に立った商業展開やまちづくりという視点から捉えた商業再生の取り組みが求められています。

2．基本方針

消費者ニーズを的確に捉え、個性的な店舗があふれる賑わいのある商店街づくりを目指します。また、地元商品券等を活用した地元商店の利用推進に努めます。

3．施策の体系

（１）買い物環境の整備
（２）商店街の活性化
（３）農商工連携の支援
（４）地元商店の利用促進
（５）情報化事業の支援
（６）制度融資の利用支援
（７）後継者等の人材育成支援

4．基本計画

（１）買い物環境の整備

消費者の利便性の向上と高齢者や子供達が安心・安全に買い物が出来るよう、駐車場や歩道・街路灯など買い物環境の整備及び管理に努めます。

また、商店街から離れた周辺地域への宅配サービスをはじめとする移動販売等の検討を行ないます。

（２）商店街の活性化

商店街における賑わい創出のため、商工会等の関係機関と連携し、イベント事業や新規出店者の支援等により、魅力ある商店街づくりを推進します。

（３）農商工連携の支援

地元農林産品を利用した特産品開発による地域活性化を図るために、商業者と農林業者の連携強化と情報提供等の支援を行います。

（４）地元商店の利用促進

商工会が実施する商品券事業を活用した、地元商店の利用促進運動を推進します。

（５）情報化事業の支援

広域化、グローバル化する経済環境に対応し商品ＰＲや流通機能の強化を図るために、様々な情報化事業の取り組みに対し、関係機関等と連携して支援します。

（６）制度融資の利用支援

商業者の円滑な資金繰りによる経営基盤の安定を図るために、町預託金の利用促進に努めると共に、商工会や金融機関等と連携し各種制度融資の周知活動を行います。

（７）後継者育成等の人材育成支援

次代の商業者を育成するために、商工会や関係機関と連携して経営及びまちづくりに関する資質の向上を図る事業を支援します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現　　状	平成２７年度目標値
店　　舗　　数	８３店舗	８５店舗
販　　売　　額	３４１，０００万円	３７５，０００万円

第５節　観光の振興

１．現況と課題

近年、旅に癒しやくつろぎを求めるリラックス志向を背景とした旅行ニーズの多様化や個人・少人数グループによる旅行、また日帰り旅行の増加など旅行形態や観光を取り巻く環境が大きく変化しています。

本町には、歴史ある寺社仏閣や恵まれた大自然、魅力ある特産品など観光素材は豊富にありますが、認知度が低く全国から来訪者を招き寄せるに至っていません。

また、来訪者のうち過半数以上がゆのまえ温泉湯楽里を利用しているにもかかわらず、来訪者を他事業者へ繋げることが出来ていないのが現状です。関係機関との連携のもと、既存資源を活用しながら、体験型観光や観光施設等の受け入れ体制を整備し、来訪客の増加を図っていく必要があります。そのような中、携わっていただく人材の確保は欠かせませんが、高齢化が進むなか、高齢者の方々にも、いきいきと元気で町づくりに参画していただけたらと考えます。そのために、ゆのまえグリーン・ツーリズム研究会等の地域づくり団体を中心にして、体験メニューや地域資源の活用法の検討など、町づくりの基盤を整備していくことが求められています。

また、町内や隣接町村間の回遊ルートを整備するほか、ゆのまえ漫画フェスタや湯前潮おっぱい祭りなど地域色の強い特色あるイベントへの支援を行うことで、観光施設や観光資源の認知度を高めていくことが求められており、その情報を効果的に発信できるか成功の鍵を握る大きな要因となっています。

一方、観光客を呼び込むための各観光施設の老朽化が目立ちはじめ、その設備更新等に経費が嵩んできています。

２．基本方針

集客力のある観光施設や観光資源をイベント開催により認知度を高めながら、都市からの交流人口増加を図るとともに、回遊ルートの整備や受入体制の確立及び各組織間の連携を深めることにより、おもてなし力の向上につなげます。また、旬の観光情報を効果的に合理的に発信していきます。

３．施策の体系

（１）回遊ルートの整備
（２）各観光資源の連携
（３）各観光組織の支援
（４）イベントの開催
（５）情報発信力の強化
（６）観光施設の整備

４．基本計画

（１）回遊ルートの整備

奥球磨広域連携推進協議会を始めとする広域的な取り組みによる回遊ルートの整備のほか、町内の回遊ルートや受入体制を整備し、観光客の入り込み増加と行動範囲の広がりで、経済効果をもたらす施策を展開します。

（２）各観光資源の連携

観光物産協会を中心として、各観光資源の関係者及び住民との連携を図り、個々のニーズにあった観光メニュー等の提供を行います。

また、観光資源の調査結果を基に地域食材を活用した「食」の開発を中心に町内飲食店間の連携を深めることで、更なるおもてなし力向上を図ります。

（３）各観光組織の支援

農商工連携による住民主役の観光振興を推進する組織への支援を行います。

（４）イベントの開催

地域色の強いゆのまえ漫画フェスタや湯前潮おっぱい祭りなどの特色あるイベントへの支援を行いながら、関連施設のまんが美術館や潮神社などの認知度を高め、リピーター客の増加を図ります。

また、ゆのまえグリーン・ツーリズム研究会等、町づくり団体による農林業や農産加工体験など、自然を保護しながら、恵まれた農地や山を活かした体験型観光メニュー構築のための支援を行うことにより、都市からの交流人口の増加を図り、経済効果をもたらす観光産業の確立を目指します。

（５）情報発進力の強化

入込客の増加や地域経済の活性化を図ることを目的とし、情報化社会に対応した観光や物産等の各種情報を発信し、全国へＰＲします。

また、旬の情報を効果的に発信することにより、リピーター客の増加を図ります。さらに、経費をかけなくて済むパブリシティによる情報発信や各種メディアへの情報提供などを積極的に行い、より合理的で効果的な発信方法の選定に努めます。

（６）観光施設の整備

観光施設の整備や設備更新については、安全面に十分配慮したうえで、計画性をもって観光客のニーズに沿った整備に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現　　状	平成２７年度目標値
宿　泊　者　数	１１，１７９人	１３，０００人
日　帰　り　客　数	２００，６６４人	２１２，０００人
総入り込み客数	２１１，８４３人	２２５，０００人

第２章　水とみどりの豊かな住環境づくり

第１節　土地利用計画

１．現況と課題

本町は、総面積４８．４２ｋ㎡、標高２５０ｍの等高線を境として平野部と山間部に大きく二分されています。山間部は大半を森林で占めており、平野部は急傾斜地から発達した台地と球磨川河畔から広がる低地により構成され、それぞれ異なった土地利用形態となっています。

利用用途別には全体の約７割を山林が占め、農用地面積は約１５％となっています。近年、農用地は減少傾向にありますが、農作物の生産以外の機能である田園的景観の形成、洪水防止機能などの多面的な観点からも、優良農地の維持・保全に努める必要があります。

このような現状を踏まえ、人と地域と自然が調和したまちを創造するためには、地域特有の特長を活かし、住宅地、農地、山林、商工業地等を明確にした、秩序ある土地利用を図るとともに、それらを相互に結びつける施策が必要となります。

２．基本方針

住民の理解を得ながら、限られた資源である貴重な土地の計画的な利活用を図り、地域の活性化に結びつけます。

３．施策の体系

（１）中心市街地ゾーン保全整備
（２）農地ゾーン保全整備
（３）山林ゾーン保全整備

４．基本計画

（１）中心市街地ゾーン保全整備

中心市街地ゾーンにおいては、駅を中心とした歩車道、街路灯の整備など、住む人や利用者の利便性向上を図りながら、個性と魅力ある保全整備に努めます。

（２）農地ゾーン保全整備

本町産業の中核である農業の経営安定・向上に資するため、農用地の高度利用を図り、優良農地の確保に努めます。また、農業人口の減少・高齢化などによる耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため、国等の補助事業等を積極的に活用し、農地ゾーン保全整備に努めます。

（３）山林ゾーン保全整備

本町の約７割を占める、豊かな自然環境に恵まれた森林が持つ国土保全・水源かん養等の公益的・多面的機能の向上に努めるとともに、緑資源の活用に努めます。

第２節　水の有効利用

１．現状と課題

本町は、球磨川、都川、牧良川、仁原川等の河川と、農業用水路の幸野溝、上溝、中溝等が流れており、豊富で良質な水資源に恵まれています。

２．基本方針

水を守り、大切にする住民意識の高揚を図り、自然環境の保全に努めます。

３．施策の体系

（１）水環境に対する保全意識の高揚

（２）水路の管理と改善

４．基本計画

（１）水環境に対する保全意識の高揚

① 水辺環境の美化や河川の浄化意識の向上を図るための啓発活動を推進します。

② ボランティアによる河川、水路清掃などを通じて、水環境を大切にする意識の啓発高揚を図ります。

（２） 水路の管理と改善

① 中山間地域直接支払制度等の補助事業を活用するなどし、水路管理を図ります。

② 農業用水を安定的に確保するため、ため池や水路の計画的な改修を行うとともに、災害等による災害復旧には迅速に対応します。

第３節　交通体系の整備

１．現況と課題

交通網の整備は、産業の発展と住民福祉の向上のための基礎的条件であり、国道、県道及び町道を中心とした一般道路の整備を進めています。近年の交通事情により、幅員の不足や路面の破損が多いため、これに対応した整備が必要であり、また、子供や高齢者など交通弱者の安全性確保のため交通安全施設等の充実が課題です。

農道については、農業の振興のための産業道路や生活道路としての整備が必要です。

一方、移動手段を持たない人にとって生活路線バスやくま川鉄道などの公共交通機関は、生活に欠かせない存在であり、それらの運営の維持に関しては人口減少が進む中、大変厳しい状況となっています。今後も公共交通の維持及び活性化を図るため、広域的な交通体系の整備が必要です。

２．基本方針

産業の発展と住民福祉の向上を目指し、国道や通学路を中心とした歩道整備の推進や安全性、利便性の高い交通手段の確保及び多様化するニーズへの対応を進めます。

３．施策の体系

（１）国道・県道の整備促進
（２）町道の整備
（３）農道の整備
（４）地域交通体系の充実

４．基本計画

（１）国道・県道の整備促進

国道２１９号の交通安全施設（歩道）設置の早期完成を目指します。また、県道（４路線）の改良促進を目指します。

（２）町道の整備

①未整備路線の道路整備を行います。
②歩行者の安全性の確保から歩道設置の推進を行います。
③道路幅員の確保に努めます。

（３）農道の整備

集落道等で、日常の生活道路としての機能を有する農道や、主要施設をつなぐ連絡道路としての農道について優先的に整備を行います。

また、農業生産における農耕車輌等の安全運行と、住民の交通の利便性向上を図ります。

（４）地域交通体系の充実

高齢化･過疎化が進むなか､路線バスやくま川鉄道等を含む公共交通機関の「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」に沿った広域的な取り組みを行うと共に、住民への運行維持意識の高揚を図るとともに移動手段確保の検討を進めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成２７年度目標値
町道改良率	６６．２％	６８．０％

第４節　防災消防

１．現況と課題

本町は、地理的条件により災害の発生が比較的少ないところですが、近年は地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨(ゲリラ豪雨)による、河川の氾濫、山崩れ、崖崩れなどの発生が予想され、また住宅密集地区における火災、人吉盆地南縁断層の指定による地震災害が危惧されます。今後は自主防災組織などの地域住民と連携を図りながら、防災・防火の思想の普及を図り、住民の生命・財産を守っていくことが必要です。

消防団員確保については、若年者の減少による新規団員の減少、団員の就労形態の変化に伴い、昼間の災害への対応のため消防団ＯＢを活用する機能別団員を導入しましたが、引き続き団員確保対策が課題となっています。

近年の国際情勢を見ますと、他国からの武力攻撃やテロ対策など町民を取り巻く情勢も変化しつつあります。そうしたなか、湯前町国民保護計画を策定し、有事の際に住民に対しスムーズな情報伝達が出来るよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を構築しました。今後は、緊急地震速報や気象情報などリアルタイムな情報をいち早く住民へ伝達できるよう努め、併せて充実した防災消防施設整備が必要です。

２．基本方針

消防団員及び自主防災組織の教育・訓練を進め、上球磨消防署との連携強化を図りながら、地域住民と一体となって、「自助・共助・公助」の確立に努めます。

３．施策の体系

（１）自然災害対策の推進
（２）消防対策の推進
（３）自主防災組織の推進

４．基本計画

（１）自然災害対策の推進

町内を流れる都川、牧良川、仁原川災害が起こり得る危険箇所については、国及び県の事業採択などを要望して災害の未然防止に努めます。

また、山林が持つ本来の水源かん養機能と大雨時における土砂流出防止機能の維持推進を図って災害の未然防止に努めます。

（２）消防対策の推進

①消防防災体制の充実強化を図ります。
②火災予防、防災思想普及に努めます。

③消防資機材、設備、装備の充実、機動力の強化を進め、消防団の活性化と設備の近代化に努めます。
④上球磨消防署と連携を図りながら、より充実した消防団活動及び組織強化に努めます。

（３）自主防災組織の推進

地区住民の防災意識の向上を図り、災害発生時には自主的な活動により被害を最小限にとどめ、日常の予防・防災に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成２７年度目標値
防火水槽設置箇所	８８基	９３基

第５節　交通安全と防犯

１．現況と課題

近年の交通違反に対する罰則強化や、交通安全ルールの浸透により、交通事故件数は以前と比較して少なくなってきているものの、高齢化に伴い、交通事故に対する高齢者の割合が非常に高くなっています。また、交通安全施設（カーブミラー、ガードレール等）の老朽化も目立ち、ハード面での交通安全対策を講じることが必要です。

本町の治安に関しては、大都市のような重大犯罪や事件などは発生していませんが、全国的に被害が多発している「振り込め詐欺」や、「窃盗」、「声かけ事案」などの高齢者や子どもをターゲットとした犯罪が増加しています。犯罪を未然に防ぐためにも、警察、学校、各行政委員、地域住民の方々との連携・連絡を密に取り合うことが必要となってきています。それに付随して、通学路や、犯罪の温床となるような暗い場所への防犯灯の設置が必要です。

２．基本方針

交通安全施設及び環境の充実を図り、住民一人ひとりが交通ルールを守るための安全意識高揚を目指します。また、幼児・児童・生徒に対する交通安全教室や、高齢者の交通事故防止につながる活動を実施し、安心・安全の町「湯前」をつくります。

犯罪を未然に防ぎ安心して暮らせるために必要な防犯環境整備を行います。また、環境だけでなく、住民一人ひとりの防犯に対する意識高揚を図ります。

３．施策の体系

（１）道路交通環境の整備
（２）交通安全ルールの普及徹底
（３）被害者救済の支援（交通・防犯）
（４）防犯環境の整備及び防犯意識高揚の徹底

４．基本計画

（１）道路交通環境の整備

近年の自動車保有台数及び運転免許保有者の増加に見られるように、自動車の利用は住民にとって不可欠なものとなっています。このため、道路の構造、交通の状況等により、交通の安全を確保するため必要がある箇所には、ガードレール、カーブミラー、道路標識、区画線等の交通安全施設整備を年次計画により行います。併せて老朽化した施設の改修も行います。

（２）交通安全ルールの普及徹底

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、幼児・児童生徒・成人・高齢者に対する交通安全教育の推進を家庭、保育所、

学校、地域、職場等で行います。特にチャイルドシート着用率が低いので、着用率１００％を達成できるよう、広報活動を充実させます。

①幼児に対する交通安全教室

保育所において、幼児の発育段階に応じ、日常の保育活動を通じて計画的かつ継続的に行います。

②児童・生徒に対する交通安全教室

児童・生徒の心身の発達段階に応じ、日常生活における交通安全に必要な事項を理解させ、交通社会の一員として自己の安全のみならず、他の人や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目的として、学校、家庭及び地域や関係機関等の協力を得ながら、計画的に行います。

③成人等に対する交通安全教育

成人等に対しては、地域、職場における講習会の開催、死亡事故に直結する悪質な暴走運転や飲酒運転の防止、チャイルドシート着用の徹底等、社会的責任の自覚を促します。

④高齢者に対する交通安全教育

老人クラブにおける交通安全部会活動の充実により法令講習会を行い、交通安全に対する知識と意識の高揚を図ります。高齢者の運転については、各種講習会等の機会を通じて、年齢・経験に応じた安全運転の励行を促進します。また、高齢者における事故の多発により、自動車運転技術のみならず、自転車使用時や歩行時における注意等を周知徹底します。

⑤広報活動の充実

多良木警察署・交通安全協会を中心に、春・秋の全国交通安全運動や、夏休み・年末年始の事故防止運動を実施します。その他、交通指導員を中心に関係団体へ呼びかけ、街頭指導や各種行事の交通整理等を通じて、交通安全の PR を行います。

（３） 被害者救済の支援（交通・防犯）

①救急業務の支援

救急業務体制については、上球磨消防署の分署が新たにできたことや、高規格救急車の導入に伴い、救急業務体制の充実が図られています。また、救急医療機関として、球磨郡公立多良木病院等の医療機関があります。今後も両機関と連絡を密にしながら、救急業務体制の支援を行います。

②交通事故相談窓口・犯罪被害者等支援窓口の設置

現在、総務課に相談窓口を設置しており、交通事故相談・犯罪被害者等支援相談の適正な運営を図るため、県交通事故相談所・くまもと被害者支援センター等の関係機関等の連絡協調を図り、住民に対し、広報誌等への掲載により被害者の救済制度の周知徹底を図り、広く相談の機会を提供します。

（４）防犯環境の整備及び防犯意識高揚の徹底

窃盗や性犯罪などの起こりやすそうな暗い裏路地や住宅密集地及び通学路を中心に、防犯灯を設置します。また、本町のボランティア組織や警察と連携し、必要に応じて登下校時のパトロール等を実施します。さらに、早い段階（幼少期）からの防犯に対する知識習得の機会を与え、内面からの意識高揚を徹底します。

第６節　上水道

１．現況と課題

本町の上水道は昭和６３年から３ヵ年で北部地区簡易水道と南部地区簡易水道の統合と北部地区簡易水道の増補改良工事を行い、現在、計画給水人口５，７００人・１日最大給水量２，２８０㎥で、水道普及率は平成２２年３月３１日現在で９６％となっています。また近年の大規模な地震や台風等の自然災害に備えることなど、危機管理に対する責務も増大しています。

今後は、水需要の低迷による収益の減少や水道施設の老朽化に伴う維持費の増加するなかで、より効率的な事業経営が求められています。

２．基本方針

今後は、新しい水源開発を含めた水資源の保全を図り、老朽化施設の更新や維持管理の強化に努め、安全な水道水を安定的に供給できるよう努めます。

３．施策の体系

（１）水資源の保全
（２）老朽化施設の更新
（３）維持管理の強化
（４）新たな水源の確保
（５）耐震化の推進

４．基本計画

（１）水資源の保全

水資源の環境保全や水質汚濁防止に努めます。

（２）老朽化施設の更新

施設の機能を継続的に確保するため、適切な更新を行い、施設水準の維持・向上を図ります

（３）維持管理の強化

給水管等の漏水防止に努め、効率的な水の供給に努めます。

（４）新たな水源の確保

渇水や水質事故等に備え、新たな水源を開発し、安定した水の供給に努めます。

（５）耐震化の推進

基幹施設の耐震化の整備計画を策定し、計画的に整備を進めます。

第７節　公共下水道と浄化槽

１．現況と課題

下水道施設については、平成９年度に下水道法による認可を受けて事業を実施し、平成１３年度から整備完了区域においては随時供用を開始しています。平成２１年度末現在で計画処理面積１７５ha の８１％にあたる１４１．７ha の整備が終わり、接続率は７７．２％となっています。

浄化槽についても、下水道の処理場と同じ機能を有していることから、下水道事業計画区域外の地域については、浄化槽設置整備事業に取組み整備を推進しています。

下水道施設は、健康で快適な生活基盤となる必須の施設でありトイレの水洗化及び生活雑排水の処理による生活環境の改善はもとより河川等公共用水域の水質保全の機能を有していることから、残る３３．３ha についても財政状況を勘案しながら早期完了に努め、併せて接続率の向上に努めなければなりません。しかし、下水道事業は、その整備に多額の費用がかかり、借入金の額も多額かつ償還期間が長期間となることから、健全な経営を堅持するためには、長期的な視点に立った経営計画が求められるとともに、下水道接続・浄化槽設置費用が嵩むため、高齢者世帯の接続・設置が課題となっています。

２．基本方針

河川等公共用水域の水質保全対策を図り、快適な生活が送れるよう下水道の整備及び浄化槽の設置を進めます。さらに、住民の理解を得ながら下水道接続加入及び浄化槽設置を促進し、水質保全に努めます。

３．施策の体系

（１）処理区域の整備促進
（２）下水道への加入促進
（３）経営安定の強化
（４）生活雑排水処理の推進

４．基本計画

（１）処理区域の整備促進

処理区域の整備促進に努め、早期の供用開始を目指します。

（２）下水道への加入促進

下水道の必要性と整備効果等の啓発活動を行い、下水道への早期加入促進に努めます。

（３）経営安定の強化

経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や使用料の収納率向上に努めます。

（４）生活雑排水処理の推進

下水道事業計画区域外世帯について、今後も浄化槽による個別処理を推進し、生活雑排水処理とトイレの水洗化を図り、河川等の水質汚濁防止に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成２７年度目標値
公共下水道加入戸数	８０２戸	１，１２３戸
浄化槽設置基数　※１	６２４基	６１５基※２
水　洗　化　率	７７．２％	８３．１％

※　１　単独浄化槽を除く

※　２　浄化槽設置基数は、下水道への切替があるため、総数が減少する。

第８節　住宅対策

１．現況と課題

町営住宅については、現在７８棟１６５戸を管理しており、そのうち７４戸（４４．８％）の住宅が耐用年数を超過し、維持管理費用も増加傾向にあります。

本町には民間の賃貸住宅が少なく、町営住宅入居者募集に対し、若年層から高齢者層までの幅広い年齢層から入居応募があり、募集倍率を見ると平成１９年度５．０倍、平成２０年度３．７倍、平成２１年度３．１倍と入居希望者が多いことを示しています。

今後は、婚姻等による独立、転入希望者の受け皿として、新規住宅の建設、耐用年数を超過した住宅の建替え、改善（ユニバーサルデザイン化等）、補修、耐震化等が必要と思われます。また、入居期間が長い、入居者の高齢化やこれに伴う一人暮らし世帯も増加しています。さらに空き家も増え続けており、空き家を含む総合的な住宅施策に取り組む必要があります。

２．基本方針

新規住宅の建設、耐用年数を超過した住宅の建替え、改善（ユニバーサルデザイン化等）、補修等を行います。また、空き家を利用した住宅対策を検討します。

３．施策の体系

（１）町営住宅の整備
（２）既存住宅の維持管理
（３）空き家対策

４．基本計画

（１）町営住宅の整備

将来の人口・世帯動向、住宅の需要を把握し、若者から高齢者や身障者にも配慮した町営住宅の整備を図ります。

（２）既存住宅の維持管理

既存住宅を計画的に改善・補修することにより、個々の住宅の長寿命化や住みよい住環境づくりを図ります。

（３）空き家対策

町内の空き家の現状を把握し、空き家の活用対策を図ります。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成２７年度目標値
町営住宅管理戸数	１６５戸	１７０戸

第９節　環境衛生

１．現況と課題

資源の枯渇・ごみ排出に伴う処分コストの増大・資源開発に伴う環境破壊などが危惧されている現代にあっては、循環型社会の形成が必要とされています。そのためには、ごみの減量に努めると共に、安易に焼却・埋め立て処分をせずに可能な限り、再利用・リサイクルしていくことが求められます。

湯前町の住民・事業所が「自分たちが出すごみに責任を持つ」など、ごみに対する意識向上のための取り組みや啓発を行う必要があります。

２．基本方針

住み良い環境を守るため、住民・事業所への理解と協力を求めていきます。

３．施策の体系

（１）ごみ処理の適正化・ごみ分別の推進
（２）ごみの不法投棄の防止
（３）水質保全対策の推進
（４）生活環境苦情への対応
（５）地球温暖化防止対策の取り組みの推進

４．基本計画

（１）ごみ処理の適正化・ごみ分別の推進

町の一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正なごみ処理を推進し、生ごみ処理容器等設置事業により、生ごみの減量化を図ります。住民を対象とした人吉球磨クリーンプラザにおけるごみ分別体験の実施及び本町のリサイクルステーションを中心に、住民主体のリサイクル運動を推進します。また、レジ袋削減のためのマイバック運動に取り組みます。

（２）ごみの不法投棄の防止

町による定期的な巡視や保健所、警察との合同巡視による不法投棄の発見及び防止を図り、立て看板等による啓発を行います。

（３）水質保全対策の推進

毎年、町内の主な河川（都川、牧良川、仁原川、中溝、幸野溝）の水質検査を実施しており、今後も河川の水質汚濁防止に努めます。

（４）生活環境苦情への対応

住民の苦情も多様化しており、内容を調査し、解決に向けて迅速に対応を行

います。

（５）地球温暖化防止対策の取り組みの推進

地球温暖化問題の解決に取り組み、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及推進を図ります。

第３章　ほっとする笑顔あふれる福祉づくり

第1節　地域福祉活動

１．現状と課題

従来、多数を占めていた多世代同居の世帯が減少し、核家族化（特に高齢者世帯の増加）が進行しています。かつての家庭や地域の持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあります。地域福祉は限られた人びとに対するサービスとしてではなく、すべての地域住民のためのものとし、かつ、みんなで支え合うものに変えていくことにあります。そのためには、地域住民が、お互いにひとりの人間として尊重し合い、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な課題に対して地域全体で取り組み、それぞれの家庭の自立した生活を支援する仕組みとしてとらえ直すこと、さらに、地域住民が、参加・参画する福祉活動を通じて地域を活性化させていく必要があります。

２．基本方針

日常生活に何らかの課題を抱える人への対応のみではなく、すべての住民が地域のためにできることがあるという認識に立って、子どもから高齢者まで、住民だれもが住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らせるようなまちづくりを展開します。

３．施策の体系

（１）ともに支え合う地域づくりの推進
（２）安心して利用できる福祉サービスの基盤整備
（３）だれもが暮らしやすい生活支援の整備

４．基本計画

（１）ともに支え合う地域づくりの推進

①福祉学習の推進

子どもの成長過程で豊かな人間性を養うために、ボランティア体験は重要な役割を果たします。社会人についても、ライフスタイルとしてのボランティア活動が定着するよう、関心を高めていくことが豊かな地域づくりにつながります。これらを踏まえて福祉に関する学習機会の充実を図ります。

②各種福祉団体活動の促進

ともに支え合う地域づくりのためには、個々の住民が果たす役割や地域住民が果たす役割に加えて、各種の福祉団体が果たす役割がこれまで以上に重要に

なります。社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員やボランティアグループとの連携・支援に努め、活動の活性化を図ります。

③情報提供の充実

これからの福祉サービスは、利用者自らが選択し、サービス提供者との契約を結ぶことによって提供されるようになります。福祉に関する情報を誰もが必要な時に得ることができるように、また、サービス利用を希望する時は、自らの意思で自分に最適なサービスを選択できるように情報提供を充実します。

④相談体制の整備

いろいろな悩みをどこに相談すればよいか分かりにくい現状にあるため保健や福祉に関する総合的な相談窓口の設置等によって、安心して相談ができる体制づくりを進めます。

⑤ケアマネジメント（サービス調整）体制の整備

利用者の希望にあわせて保健や福祉のサービスを効果的に提供するためには、ケアマネジメント（サービス調整）体制の充実が欠かせません。また、サービス提供機関との連携強化を図り、サービス調整を円滑に実施できる体制をつくります。

（２）安心して利用できる福祉サービスの基盤整備

①利用者の保護

最近の福祉サービスは、サービス利用者と提供機関が対等な関係で契約を結ぶことが基本になっているため、障がいなどにより判断能力が不十分な人がサービス提供機関と契約を結ぶ際には、契約行為を援助する必要があります。判断能力が不十分な人の地域生活を支えるために、福祉サービスの選択や利用を援助する体制をつくります。

②福祉サービス評価の仕組みづくり

サービスの質を向上させて利用者の満足度を高めるためには、サービスについて適正な評価が行われることが必要です。サービス提供機関の自己評価を促進することと併せて、第三者によるサービス評価の仕組みづくりに努めます。

③福祉サービスにかかる苦情解決体制の整備

契約に基づくサービスでは、トラブル等は当事者間で解決することが基本になりますが、利用者からサービス提供機関へ直接苦情をいうことに抵抗を感じる場合もあるようです。サービスについて、不満に思う点や要望を気軽に相談できるような体制をつくります。また、サービス提供機関にも働きかけて苦情解決体制の整備を進めます

④福祉サービスの質の確保

福祉サービスは、対人サービスが主体となるため、利用者の満足度にはサービス従事者が持つ援助技術や個性が大きく影響します。サービス事業者が、向上心をもって業務に従事できることで利用者の満足度を高め、事故等も未然に防ぐことができるよう、必要な研修を受けられる体制づくりを支援します。また、サービスメニューの新規開発等にも積極的な関わりを持ち、より満足度の高いサービスが提供できる地域づくりを進めます。

⑤公平な費用負担

サービス提供機関との契約に基づくサービスの実施には、利用者に一定の費用負担が発生します。契約制度下の費用負担に関する周知を行うとともに低所得世帯の福祉後退を招かないよう留意します。

また、民間活動によって提供されるサービスについても、場合によっては利用者負担の基準額を定めるなどの積極的な関わりを持ち、公平な費用負担の実現に努めます。

（３）だれもが暮らしやすい生活支援の整備

①福祉サービスへの住民参加の促進

湯前町が心豊かに生活できる住みよい地域であるためには、地域住民が積極的に地域づくりに参加できる環境を整備することが重要です。地域づくり活動とボランティア活動の活性化を図り、住民主体の地域活動を推進するための支援を行います。

②ユニバーサルデザインによる地域づくり

高齢者や障がい者に限らず、すべての人にとって住みやすいまちづくりを進めるためには、まず、役場や公営住宅等の公共施設整備にユニバーサルデザインの視点を取り入れることが必要です。その上で、法人や団体・個人にもユニバーサルデザインに関する情報を継続して提供し、地域全体の理解を得ながら、ユニバーサルデザインを取り入れた住みよい地域づくりに努めます。

③安心して住める住環境の整備

町営住宅の整備・改修等を行う際はユニバーサルデザインの視点を取り入れ、障がいを持つ人が入居する場合でも、身体的・精神的な負担が軽減されるよう配慮します。

また、自宅で生活することを望みながら、自宅の構造上の問題により施設利用等に至るケースが発生しないよう、高齢者や障がい者のための住宅を改修する世帯への支援に努めます。

④消費者行政の推進

住民のニーズに応じた消費者行政を行うため、消費者相談窓口を設置し、消費者の被害を防止すると共に被害の迅速な解決を図るための支援対策を行います。

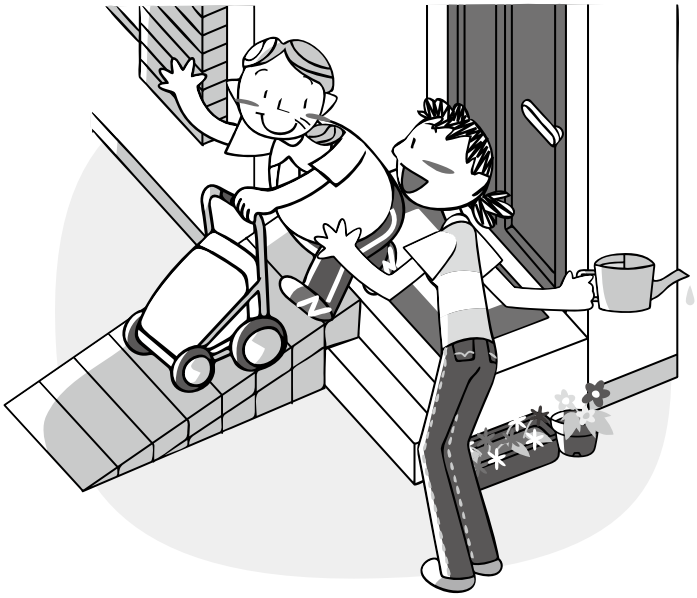

第２節　老人福祉

１．現況と課題

高齢化率が年々高くなる一方で、核家族化や女性の社会進出などにより家庭環境が変化しており、要介護高齢者に対する家庭での介護力が低下している現状があります。

また、ひとり暮らし老人等が増加の一途をたどっています。このような現状においては、近隣住民の日常的な交流を基盤とした地域で見守り支援する体制づくりが、ますます必要となります。

２．基本方針

保健・医療・福祉施設の総合的なサービス提供の体制づくりと住民参加の福祉づくりを確立し、高齢者が安心し生きがいを持って暮らせるような地域社会の形成を目指します。

元気で生きがいに満ちた『活動的な８５歳』の実現と高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする『高齢者の尊厳を支えるケア』が確立できるよう努めます。

３．施策の体系

（１）老人保健福祉計画の推進
（２）在宅福祉の充実
（３）高齢者の生きがいと健康づくりの推進
（４）老人クラブの組織強化及び活動の活性化
（５）互いに支え合う地域づくりの推進

４．基本計画

（１）老人保健福祉計画の推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を送ることができるよう計画に則り施策を展開します。

（２）在宅福祉の充実

施設及びマンパワーの連携を密にし、迅速かつ個々のケースに合ったサービスができるよう提供体制を整えます。

（３）高齢者の生きがいと健康づくりの推進

高齢者の生きがいと健康づくりの意識の高揚と活動の場の提供を行います。

（４）老人クラブの組織強化及び活動の活性化

加入年齢到達者の即加入促進と全地区に老人クラブを育成し、高齢者の健康

づくり、生きがい対策を進めます。

（５）互いに支え合う地域づくりの推進

普段の生活の中で要援護老人を支える地域づくりを推進します。また、地域ケア･命のバトン普及事業や災害時要援護者避難支援計画の推進に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成２７年度目標値
地域ケア・命のバトン普及事業	１１０件	２００件
災害時要援護者避難支援計画	１１０件	２００件

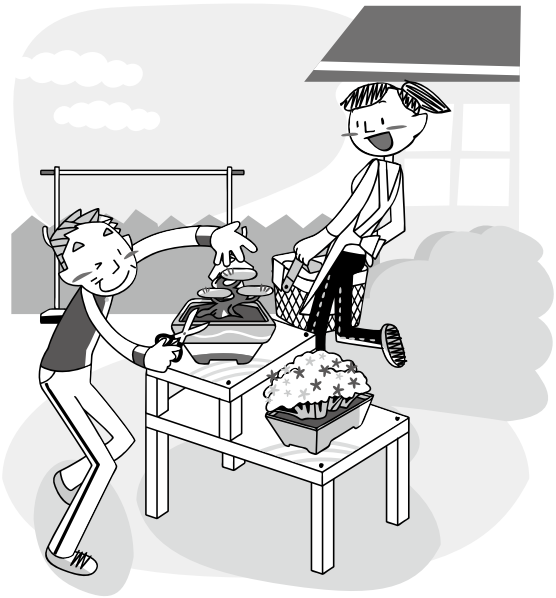

第３節　児童福祉

１．現況と課題

少子高齢化が深刻な社会問題となっているなか、本町の総人口も緩やかな減少傾向にあり、近年大きな変化はないものの、年少人口、出産年齢人口ともに県、国の平均を下回り、少子高齢化の現況下にあります。本町では若年層の人口流出と、出産期に当たる婚姻世帯の減少が、出生率低下の大きな要因であると思われます。今後も子育てがしやすい町・環境づくりの充実を図りながら、さらに新婚世帯や子育て世帯が安心して暮らせるような施策を検討し進めていく必要があります。

本町での通常保育の利用状況をみると、ほとんどの家庭が子どもを生後１２ヶ月頃までに保育所（園）へ預け、共働き、または求職活動を始める傾向にあります。特に保護者の要望が高かった病児・病後児保育事業については、平成２１年度に広域町村合同で事業を開始し、仕事と家庭の両立支援を図る大きな成果を発揮しています。さらに、児童の放課後や長期休暇中の安心・安全確保の場として定着している学童クラブ利用家庭も増加傾向にあり、今後は増設等も含めた検討が必要です。核家族化や共働き家庭の増加により、保育サービスをはじめとする子育て支援サービスも多様化していることから、今後もより効率的・効果的なサービスの提供ができるよう各施策を展開していかなければなりません。

また、近年では児童虐待の深刻化や「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」など、国をあげた新たな課題を踏まえ、様々な児童福祉施策、子育て支援策が進められています。本町においても、次世代を担う子どもたちの健全育成のため、地域全体で見守る環境づくりの推進が必要不可欠です。

２．基本方針

安心して子どもを生み育てることができる町づくりを目指して、将来を担う子どもたちを地域全体で見守り、児童の心身を健全に育成していくために、各支援施策に取り組みます。

特に『湯前町次世代育成支援行動計画（Ｈ２２年度～Ｈ２６年度)』に基づき、「思いやりのある心豊かな子どもが育つまち」を基本理念とし、その実現に努めます。

３．施策の体系

（１）子育て支援の充実
（２）児童の健全育成のための環境づくり
（３）児童と地域社会との交流促進
（４）要保護児童及び家庭の早期発見と支援体制の強化
（５）学校教育、社会教育、保育所（園)、小中学校との連携強化

４．基本計画

（１）子育て支援の充実

家庭における子育ての孤立化を防ぐため、子育て家庭への心的サポートとして、相談しやすい窓口体制づくりや、情報交換等ができる場の提供と充実に取り組みます。通常保育サービスに加え、職業生活と家庭生活との両立の推進、支援策の充実に努めます。児童及び保護者を対象に、交流会等の各種行事を行い、心身ともに健やかに育成される保育環境の充実を図ります。

（２）児童の健全育成のための環境づくり

子育ての基盤となる保護者（家庭）や住民を対象に、共に考える機会の提供として子育て講演会等を実施し、地域全体での子育て環境づくりの啓発を行います。

（３）児童と地域社会との交流促進

各種行事による交流会を実施し、保護者はもとより、児童と異世代間の交流を図りながら、情緒豊かな児童に育てます。

（４）要保護児童及び家庭の早期発見と支援体制の強化

福祉職員、保健師及び主任児童委員、保育所並びに学校、児童相談所等の関係機関や地域との連携を取りながら、問題の早期発見や解決策の検討に取り組みます。併せて、迅速でより適切な判断と対応ができるよう、関係職員の知識向上に努めます。また、相談窓口等の周知徹底と、地域の問題として住民の理解と協力が得られるよう、啓発活動に取り組みます。

（５）学校教育、社会教育、保育所（園）、小中学校との連携強化

児童の育成については、一貫性が必要であるため、今後も関係機関との連携強化を図ります。

■目標値

将来の姿を表す指標	現　状	平成２７年度目標値
地域子育て支援拠点の場	０箇所	１箇所
放課後学童クラブ数	１箇所	２箇所

第４節　ひとり親家庭等

１．現況と課題

最近の社会、経済情勢の中でひとり親家庭等を取り巻く問題は複雑で多様化しており、離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭の数は増加傾向にあります。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では育児をはじめ生活全般にわたり精神的・経済的負担が大きくなっています。本町では児童扶養手当（平成２２年度８月からは父子家庭へも受給拡大)、ひとり親家庭等医療費助成などを行っています。今後も、ひとり親家庭は増加する傾向にあり、相談活動の充実とともに就労支援など経済的自立等の総合的な支援が求められています。

２．基本方針

ひとり親家庭等が抱える問題を気軽に相談できる体制の充実を図り、地域全体で温かく支える環境づくりの確立をめざします。

３．施策の体系

（１）民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会による相談事業の推進
（２）組織及び活動の強化
（３）各種資金、助成事業等の斡旋及び制度の周知徹底

４．基本計画

（１）民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会による相談事業の推進

ひとり親家庭等が気軽に相談できる窓口体制の整備を図ります。

（２）組織及び活動の強化

母子会等会員の相互連携、各種行事を通じて子どもの教育等の悩みの相談及び解決を気軽に行えるよう融和をもった組織の育成を図ります。

（３）各種資金、助成事業等の斡旋及び制度の周知徹底

ひとり親家庭等の更生のための制度資金の周知徹底を図ります。

第５節　障がい者福祉

１．現況と課題

障がいの種類、障がいの程度及び部位、発生時期、年齢、生活環境等によって、障がい者の抱えている問題は千差万別です。障がい者すべての人が共に社会の構成員として暮らしていける考え方に基づいて、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた社会づくりのために、福祉サービスの向上、相談支援事業をはじめとする相談体制の充実、障がい者本人及び障がい者を取り巻く環境への働きかけを行い、支援体制を確立する必要があります。

現在町内では、障がい者が利用できる事業所は、湯前町社会福祉協議会と地域生活支援センターの２箇所であり、地域で生活しようとする場合、他市町村にある障がい者施設等を利用しなければならないこともあります。

また、奥球磨３カ町村では、児童デイサービスや就労支援等を行う事業所が、他の地域と比べ少ないのが現状であり、特に児童デイサービスは、錦町と人吉市にしか事業所がなく、保護者による送迎などの負担が大きくなっています。就労の面でも、企業における障がい者雇用が進んでいない状態であり、一般就労を希望する障がい者は、やむなく就労支援施設を利用している状況です。今後は、企業や一次産業等多岐にわたって雇用拡大につなげていく必要があります。

２．基本方針

障がい者の完全参加と平等の実現に向けた取り組みを、総合的に推進していくとともに、障がい者をサポートできる地域づくりを、行政と地域が協力して行います。

３．施策の体系

（１）自立のための福祉サービスの充実
（２）相談体制の充実
（３）地域サポート体制の確立

４．基本計画

（１）自立のための福祉サービスの充実

障がい者が地域で生活していくために必要な障害福祉サービスを、訪問介護事業所や日中活動系事業所、ＮＰＯ法人等と連携し充実させ、障がい者が十分なサービスを受けられる地域づくりを図ります。

（２）相談体制の充実

障がい者やその家族が持つ様々な悩み、問題に対応できるよう、相談支援事業所（身体）や地域生活支援センター（精神）、相談支援センター（知的）、ＮＰＯ法人等を活用し、町が中心となり気軽に相談できる体制をつくります。

（３）地域サポート体制の確立

障がい者が地域で生活していくうえで、社会の一員として社会参加ができるよう、民生委員・児童委員や区長等と連携・協力し、障がい者やその家族をサポートしていく体制を確立します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状（平成２１年度）	平成２７年度目標値
相談支援事業利用者数（実人員）	２４名	５０名
障がい福祉サービス利用者数（実人員）	４７名	５０名

第６節　介護保険

１．現況と課題

平成12年に始まった介護保険制度も、サービス利用量がおおむね増加傾向で推移するなど、要介護者や要支援者（以下「要介護者等」という。）を中心に地域で支える仕組みとして定着してきました。その一方で、平成17年に改正された介護保険法に基づき、地域支援事業や新予防給付の創設による介護予防の重点化、地域に密着したサービスの整備、地域包括支援センターにおける包括的ケアマネジメント機能の創設など、介護保険制度は新たな段階を迎えました。今後、更に高齢化が進展する中、40歳から64歳までの2号被保険者の中での要介護者等の増加を踏まえ、すべての要介護者等における健康づくりや生きがいづくり、安心できる暮らしの確保という目標に向け、健康増進事業、老人福祉事業及び介護保険事業が一体となって支援できる体制を整える必要があります。

また、今日の高齢化社会においては、行政だけでなく住民、事業者その他関係機関が地域ぐるみで要介護者等を支える共助の仕組みづくりが重要となります。

２．基本方針

要介護者等を取り巻く新たな社会情勢や多様化するニーズを的確に把握し、要介護者等の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で安心安全に暮らせる地域づくりを目指します。また、新しい介護保険事業の仕組みづくりと施策展開に具体的に取り組みます。

３．施策の体系

（１）個人の尊厳保持
（２）要介護者等の自立支援
（３）サービスの整合性と公平性の確保
（４）在宅サービスの継続的重視
（５）介護予防（健康づくり）と生きがいづくりの推進
（６）地域ケアの体制の構築

４．基本計画

（１）個人の尊厳保持

要介護等の状況にあっても、人としての尊厳を保って生活できることが大切であるため、要介護者等がそれぞれ、その人らしい生活が継続できることを重視します。

（２）要介護者等の自立支援

要介護等の状態にあっても、持てる力を生かして、できる限り自力で生活できるようサポートするという観点から、自立支援を行います。

（３）サービスの整合性と公平性

単に介護面だけをサポートするのではなく、生活支援の観点から多様なサービスを組み合わせ、生活が維持されるよう総合的サービスを提供することを重視します。また、十分な量・質のサービスを確保するとともに、公平なサービスの提供を行います。

（４）在宅サービスの継続的重視

要介護者等が、住み慣れた地域で穏やかな日常生活を過ごすための居宅サービスを基本とすることを継続して重視します。

（５） 介護予防（健康づくり）と生きがいづくりの推進

介護保険の給付対象とならないサービスも含め、健康づくり対策・老人福祉対策・介護予防対策を推進し、必要な保健医療及び福祉サービスを提供していきます。さらに、被保険者が精神的肉体的にもできるだけ健康で、いきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりの事業展開を推進します。

（６）地域ケア体制の構築

要介護者等が安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携を図りながら地域全体が支える体制を構築します。

■目標値　　（回数／年）

将来の姿を表す指標		現　　状	２７年度目標値
居住介護サービス		３９，８５８回	４２，３００回
	・訪問サービス	６，２８２回	６，１００回
	・通所サービス	１３，０７３回	１４，０００回
	・短期入所サービス	２，３５９回	２，６５０回
	・福祉用具・住宅改修サービス	１６，２３７回	１７，８００回
	・介護予防支援・居宅介護支援	１，９０７回	１，７３５回
地域密着型（介護予防）サービス		３人	５人
	・認知症対応型共同生活介護	３人	５人
施設介護サービス		４８人	４０人
	・介護老人福祉施設	３７人	２９人
	・介護老人保健施設	９人	１０人
	・介護療養型医療施設	２人	１人

第７節　住民保健

１．現況と課題

本町は特に脳血管疾患の壮年期の死亡率及び有病率が高く、高血圧の有病率も高い状況です。多飲酒、塩分の取りすぎや運動不足など原因は、それぞれあると思われますが、個々の生活習慣改善にむけての支援はもとより地域全体で取り組む問題として提起していかなければなりません。

感染症については、平成２２年度から乳幼児が髄膜炎、敗血症及び急性喉頭蓋炎などの深刻な病気などを引き起こすヒブ（インフルエンザｂ型菌）ワクチン接種費用の助成を開始しました。同様に肺炎球菌が引き起こす髄膜炎予防、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染予防や結核予防など予防ワクチン接種を含めた予防対策並びに住民への普及啓発が必要となっています。

なお、すでに知られている感染症とは異なり、危険度が高いと考えられる新たな感染症が確認された場合（新型インフルエンザ、ＳＡＲＳ、人獣共通感染症等）は、保健所等関係機関との連携が重要となってきます。

母子保健では、評価される指標で国や県より低下しているものはありませんが、今後も就学前までの児の発育状態の把握、異常の早期発見に努め子育ての支援（子育てしにくい児のケア）を行いながら、虐待等の早期発見に努める必要があります。

また、妊婦健診に対する公費助成も国の動向を見極める必要があります。

歯科保健については、生涯自分の歯でおいしく食べることができ、自分の口腔管理ができることを目的に乳児期から半年毎に歯科検診を実施し、希望者にはフッ化物による予防処置を行っています。確実にむし歯の保有率に減少が見られますが、課題としてむし歯の児とない児の差が激しく二極化しています。保護者、祖父母、地域への働きかけも必要になってきています。

食育について、かつてはふれあいの場である家庭の食卓を中心に食育がなされてきましたが、ライフスタイルや価値観の多様化が進み個々の生活時間帯が異なる中で一家団欒の食事機会が減少し、孤食や個食、正しい食事マナーの喪失など様々な問題が生じています。そこで、この問題に対処するため、本町では、平成２１年度に食育計画を策定しました。今一度生活リズムを見直し、規則正しい生活習慣と合わせて朝食の大切さに対する知識や正しい食習慣を身につけていくことが重要です。

各種健診については、特定健診・後期高齢健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・乳・甲状腺・子宮・前立腺）及び腹部超音波検診、骨密度検診を複合的に行う集団検診を実施しています。また、３０歳から各健診機関に委託して総合健診も実施しています。比較的受診しやすい体制にしていますが３０歳代の受診率が低いことと、健診の結果生活習慣の見直しが必要な方は増えているのに特定保健指導や教室に参加する方が少ないことが課題です。

休日・祭日には球磨郡医師会の協力の下、在宅当番医が輪番制で診療を実施されています。また夜間は地域の中核医療拠点施設である公立多良木病院があり、安心して

医療が受けられる体制が整っています。救急活動は、上球磨消防署に念願の東分署ができ現場到着までの時間短縮が図られ充実しました。今後住民レベルの救命救急処置の普及啓発が課題です。

２．基本方針

生涯豊かな人生を送れるよう自分の身体のことを知り健康管理ができるための支援を勧めていきます。また、地域に密着したきめ細やかな対応ができるような施策を展開していきます。

３．施策の体系

（１）生活習慣病予防の推進
（２）感染症予防の推進
（３）母子保健・歯科保健事業の推進
（４）食育の推進
（５）各種健診の推進
（６）医療体制の整備･救急医療の推進

４．基本計画

（１）生活習慣病予防の推進

平成２０年度から開始された医療制度改革により、国民健康保険の保健事業においてメタボリックシンドローム予防･改善のための特定健診･特定保健指導を継続します。また水中運動教室や講演会等を開催して生活習慣病予防のための健康増進にも取り組んでいきます。また、各種団体と一緒に飲酒･塩分・運動不足等健康問題に関して問題を提起し、地域を挙げて取り組みを推進します。

（２）感染症予防の推進

住民に対する予防知識の普及啓発と患者発生時は保健所と協力して即時対応を行い、二次感染などの拡大防止に努めます。また、ヒブワクチン等国が勧める予防対策に対応し、予防接種の普及に努めます。

（３）母子保健・歯科保健事業の推進

母子保健については、母性並びに乳児の健康保持及び増進を図るため保健指導、健康診査を実施します。なお、妊婦健診についても健診回数すべてについて、助成対象とするよう努めます。また、歯科保健事業については、歯科保健計画に則り、現状の母子･歯科保健体制を継続させていきます。また、きめ細やかな個々の対応ができるように担当者の資質の向上に努めます。

（４）食育の推進

食育推進計画に則り、「ゆ　っくりおいしく、農（の）産物で心潤う、毎（ま）

日健康いきいき、笑（え）顔で暮らすゆのまえ」を基本理念にライフステージごとの施策を推進します。

（５）各種健診の推進

保健センターを会場とする集団検診及び各健診機関で実施する総合健診を継続します。特に総合健診においては、平成２１年度から社会保険加入者も特定健診を除いたがんセット健診を準備し、住民に満足できる体制の構築に努めています。集団健診受診者について精密検査が必要な方には説明会の実施や個別訪問による説明を行うとともに、受診を勧奨し早期発見・早期治療に結びつけることができるよう努めます。

（６）医療体制の整備･救急医療の推進

救急車の現場到着までの時間は短縮されましたが救急医療の適正利用の方法や住民の救命救急に関する講演会の開催、ＡＥＤ設置等を含めた啓発活動を推進します。

第８節　国民健康保険

１．現況と課題

国民健康保険制度は住民の医療の確保と健康維持･増進に大きな役割を果たしています。しかし、疾病構造の多様化、医療の高度化などにより医療費は年々大きく増加し、また経済の低迷により保険税収入が伸び悩み、国保財政は一般会計からの繰入が年々増加しています。今後、さらに厳しい財政運営が迫られる中で医療費の適正化、特定健康診査の推進、保険税の収納率向上などを進め国民健康保険の財政安定化と健全な運営を図っていく必要があります。

２．基本方針

住民の健康保持・増進を支える国民健康保険制度を周知徹底するとともに、保健事業による特定健康診査の推進を主とした健康づくり等による医療費の適正化、保険税収納率の向上など財政の健全化に努めていきます。

３．施策の体系

（１）国民健康保険の健全運営

①財政の健全化

②国民健康保険制度の啓発

③国民健康保険制度の改革、助成の強化要請

（２）保健事業の推進

①特定健康診査の推進

②健康づくり事業の推進

４．基本計画

（１）国民健康保険の健全な運営

①財政の健全化

レセプト点検を充実強化し医療費の適正支出を図るとともに、要した医療費を住民に通知し、費用についての理解を図り医療費の軽減に努めていきます。

また、運営に不可欠な国民健康保険税の収納率向上に努めます。

②国民健康保険制度の啓発

医療保険制度について住民の理解を深めるために広報誌やホームページ等を活用するとともに、あらゆる機会を利用して周知を図ります。

③国民健康保険制度の改革、助成の強化要請

国民健康保険の被保険者は所得の低い層が多く、財政基盤は脆弱なものとな

っています。今後ますます厳しい財政運営が迫られていくことは避けられません。国民健康保険の安定的な運営を図るためにも、財政基盤を強化するための制度の改革や国・県等の助成の強化を要請していきます。

（２）　保健（健康づくり）事業の推進

①特定健康診査の推進

平成２０年度に策定した特定健康診査実施計画に掲げた平成２４年度目標値である特定健康診査実施率６５％、特定保健指導実施率４５％、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率１０％を達成できるよう努めます。

②健康づくり事業の推進

国保財政を圧迫する医療費の増加を抑制するためには、住民自らが規則正しい生活習慣や食生活を実践し、健康管理や健康づくりを自主的、主体的に取り組むことが必要であり、①の目標値達成のためにも関係機関と連携を強化し、住民のライフサイクルに合わせた健康づくりの推進に努めます。

第４章　未来へつなぐ人づくり

第１節　学校教育の振興

１．現況と課題

少子・核家族化、女性の社会参加が進み、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化していることから、児童・生徒の意識、行動も変化しつつあります。家庭では子どもに対して、放任と過保護・過干渉という両極化が進み、地域とのつながりも希薄化し、子どもの人と関わる力が弱まってきています。子ども達のコミュニケーション能力の向上を図り、しっかりした規範意識を身に付けさせる必要があります。

また、学校施設においては、築２５年以上経過した小・中学校校舎をはじめとするその他の付属施設も老朽化していることから、これまでも計画的に改修や補修を行ってきましたが、児童生徒の安全確保のため今後も引き続き安全点検を定期的に実施し、環境整備に努めなければなりません。

２．基本方針

未来を担う子どもたちに充実した教育活動を展開できるよう教育施設の整備を進めます。

また、整備充実されたＩＣＴ基盤を確実かつ効果的に活用するために、教育・学習方法の改善を図ります。さらに、社会教育への学校開放により情報ネットワークの形成に努め、学校と地域社会が一体となり、豊かな自然や歴史と文化、伝統を受け継ぐ豊かな人づくりを進めます。

３．施策の体系

（１）教育研究・研修の充実
（２）集団教育活動の推進
（３）地域社会との融合、福祉・ボランティア活動の実践
（４）国際化を高める教育の充実
（５）学校教育環境の充実
（６）学校給食の充実
（７）人権教育の推進
（８）非行防止と情報公開

４．基本計画

（１）教育研究・研修の充実

校内研修を初めとする諸研修や研究授業等をとおして、教職員の資質の向上を図り、教育者としての愛情と使命感を持ち児童生徒の学力充実、豊かな心身の育成に努めます。

（２）集団教育活動の推進

豊かな自然の中での体験をとおし、心豊かな人間形成を図るため、集団宿泊教室の開催や作物栽培の体験を開催し、地域に密着した幅広い集団環境教育の活動を推進します。

（３）地域社会との融合、福祉・ボランティア活動の実践

学校と家庭及び地域と連携を図りながら、地元人材をゲストティーチャーとして招き、実社会を真に学ばせ学校教育のなかで世代を超えた交流活動を行うとともに福祉・ボランティア活動をとおして社会性を身につける教育を実践推進します。小・中学校では毎月１回、自由参観日及び学校開放を実施します。

（４）国際化を高める教育の充実

国際化の進展に応じることのできる子どもたちを育成するため、外国青年招致事業により語学力の充実や国際理解の高揚を図り、外国青年と地域の交流を図ります。

（５）学校教育環境の充実

児童生徒一人ひとりの人権が尊重される教育環境づくりに努めるとともに、児童生徒の心身の発達に応じた教育効果がより一層上がるよう、安心・安全な学校施設の整備・改善を図ります。

また、特別な支援を要する子どもたちが安心して学校で過ごせるように、個々に応じた適切な指導及び必要な支援を行うための施設並びに人的な環境整備に努めます。

（６）学校給食の充実

身体の発達期にある児童生徒の健康増進と、体位の向上を図るために、地元食材を利用した安全・安心でバランスのとれた食事を提供するとともに、地産・地消の推進に努めます。

また、食育推進計画に則り学校と家庭との連携を図りながら、清潔で楽しく明るい食事や、食習慣の形成につながる実践的な態度の育成に努めます。

（７）人権教育の推進

全ての教育活動をとおしての人権意識の高揚と日常化を図り、豊かな感性や人権感覚を育成するための指導方法の工夫、改善を行い、学校、家庭、地域社会における人権啓発活動を推進し人権尊重の精神を養います。

（８）非行防止と情報公開

社会環境の変化とともに非行の低年齢化が顕著となっていますが、教育の情報公開を進めることで町民の理解と参加意識を高め、地域の子は地域で育てるという心構えの浸透と体制づくりで非行の防止を図ります。

第２節　社会教育の振興

１．現況と課題

長引く不況、先の見えない社会の閉塞感は、心の豊かささえ喪失しかねない昨今において、人々には自己を支える生きがいが求められています。一人ひとりが目的を持ちながら、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習し、その成果を適切に生かす機会が求められています。

現在、本町において国、県、各種団体との連携をもとに、生涯学習体系の確立を目指して社会教育事業を実施しているところです。しかしながら、高齢化や就業人口の増加等に伴い、学習者が減少傾向にあるのが現状です。時代や地域のニーズに対応できる講座の見直しとともに、現代的課題に関する講座等も関係機関と連携を図りながら実施していく必要があります。

２．基本方針

本町の社会教育は教育基本法の理念に基づき、人間尊重の精神を基盤に、生涯学習の視点に立って、住民一人ひとりが変動する社会に、創意と生きがいをもって対応できるよう、自己の啓発、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の向上と明るい地域づくりを目指します。また、学習の場として安全に利用できるよう、老朽化した施設の改修を段階的に行います。

３．施策の体系

（１）生涯学習教室の充実と自主活動の推進
（２）分館活動による地域づくりの推進
（３）青少年の健全育成
（４）読書活動の推進
（５）人権教育の推進
（６）社会教育施設の充実

４．基本計画

（１）生涯学習教室の充実と自主活動の推進

既設の生涯学習については、常に見直しを行いながら、幅広い年齢層が参加でき、住民のニーズに応じた教室講座の充実と指導者養成に取り組みます。

（２）分館活動による地域づくりの推進

分館活動を推進し、連帯意識と郷土愛の高揚を図ります。また、スポーツ活動や花づくり活動等をとおして、地域づくりの拠点となるよう支援を行います。

また、分館施設の中には建設から３０年以上経過し、老朽化が進んでいるところもあり、改修が必要な分館施設に対しては、改修の支援を行います。

（３）青少年の健全育成

同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性を育むことができるよう、地域等での多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、青少年及び地域住民の参画の促進を図ります。

（４）読書活動の推進

利用者のニーズに即した図書の充実を図るとともに、子どもたちの読書活動を推進し、幅広い知識や豊かな想像力を育む環境を整えます。

また、図書室の蔵書数増加に伴い、書架スペース・閲覧スペース等が狭小化しつつあるので、利用者がゆっくりと選書・読書できるよう増床を図っていきます。

（５）人権教育の推進

人権教育の啓発活動を推進するとともに、差別のない明るい町づくりを目指します。

（６）社会教育施設の充実

中央公民館や改善センター等の社会教育施設は、生涯学習・各種サークル活動・総合型スポーツクラブの他、講演会や研修会・会議・レクレーション等に利用され、住民の学習活動や文化振興の拠点となっています。利用者の高齢化や生活様式の変化に伴い、施設の改修を段階的に行い、更に利用者にやさしい施設、安心して学習できる場を提供します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現状	平成２７年度目標値
図書利用者数	１，２８４人	１，３５０人
生涯学習講座の参加者数	２７７人	３００人

第３節　社会体育の振興

１．現況と課題

近年の社会環境の変化によりスポーツを取り巻く環境も大きく変化しており、本町のスポーツ活動の基盤となっている体育協会においても、会員数が減少傾向にあり住民のスポーツ離れが顕著に現れています。スポーツ活動を行う目的も、競技力の向上から趣味や健康づくりを主とした目的に変化しております。

そのような中、平成１９年に住民の健康づくりと地域のコミュニティの形成を目的とした「総合型地域スポーツクラブ湯前さわやかクラブ『だんだん』」が発足し活動を行っておりますが、会員数が伸び悩んでおり、今後は体育協会や湯前さわやかクラブ『だんだん』等、関係団体が協力して、住民のニーズにこたえられるような活動を推進していく必要があります。

また、Ｂ＆Ｇ海洋センターや町民グラウンド及びテニスコートは、建設から２５年以上経過し雨漏りや照度不足、コート劣化等、利用者の要望には十分に応えられない状況にあります。

２．基本方針

住民が生活の一部として親しむ「健康と楽しみのスポーツ」という視点から、年齢、性別、健常者・障がい者の別にとらわれることなく、気軽にスポーツに親しむことができる社会の実現を目指して、ニーズに応じたスポーツ振興施策を展開していきます。

３．施策の体系

（１）体育組織の育成強化

（２）体育施設の整備、維持管理

４．基本計画

（１）体育組織の育成強化

体育組織を母体として、ジュニアの育成や会員確保のための体験教室の実施等、活発な活動を促し、住民のニーズに応えられるようスポーツ振興施策を展開します。

（２）体育施設の整備、維持管理

体育施設については、安全に施設を利用していただき、利用者の使いやすい施設となるよう、長期的な視点により改修等の計画を行い施設の整備を行うとともに、適正な維持管理を行います。

■目標値

将来の姿を表す指標	現　　状	平成２７年度目標値
人口に対する体育組織への加入率	１３％	２０％

第４節　文化財保護と文化振興

１．現況と課題

本町には美しい自然と農村風景のなかに、数多くの有形、無形の文化財が散在しています。これらの文化財の多くは長い歴史の中で、保存、継承されてきた遺産であり、町の歴史や文化を理解するために重要なものです。

しかしながら、地区で守られてきた文化財も多く、地域住民の高齢化のなか、新たな文化財の保存と活用方法を確立することが求められています。

文化団体については、学習意欲の増大に伴い、多様化するニーズに対応できるように、団体の育成支援や活動の場となる中央公民館などの施設の拡充が必要になってきています。

湯前まんが美術館においては、那須良輔作品を展示するとともに、「まんが」にこだわった企画展示を開催するなど集客力をいかに高めるかが課題です。

２．基本方針

ふるさと文化の振興のため、文化財の保存と活用に努め、文化団体の育成、湯前まんが美術館事業の充実を目指します。

３．施策の体系

（１）文化財愛護意識の高揚
（２）未指定文化財の調査
（３）指定文化財の維持管理
（４）湯前まんが美術館事業の充実
（５）文化団体の育成
（６）新ゆのまえ町誌刊行の計画

４．基本計画

（１）文化財愛護意識の高揚

中央公民館主催の「歴史の道探訪講座」や小学生の町内探険、特に太鼓踊りや棒踊りなどの無形民俗文化財については、小・中学校の総合学習の時間をとおして踊りを体験することで、後継者育成、文化財愛護意識の高揚を図ります。

（２）未指定文化財の調査

文化財の調査については、各地区の堂や社寺、石造文化財については終了していますが、今後、各家所蔵の文化財などについて調査を進めていきます。

（３）指定文化財の維持管理

破損が著しい八勝寺阿弥陀堂等については、国等の補助事業を活用して修理

を行い、併せて防火や盗難防止のための整備を行います。また、文化財周辺も含めた環境整備も行います。

（４）湯前まんが美術館事業の充実

親しみやすい漫画の展示を進め、周辺観光施設との連携を図りながら、広報活動を進めていきます。

（５）文化団体の育成

文化協会など文化団体の育成、助成に努め、また、利用される施設の拡充を進めていきます。

（６）新ゆのまえ町誌刊行の計画

湯前町史刊行以来４０年以上が経過し、その間に発見された資料も多く、それらの資料を収集しながら、新ゆのまえ町誌の刊行を計画していきます。

また、学校教育、総合的な学習の時間にも有効な、平易な副読本の作成を計画していきます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現　　状	平成２７年度目標値
まんが館の観覧者数	３，９００人	５，０００人

第５章　ともに考え、ともに創るまちづくり

第１節　地域情報の発信

１．現況と課題

近年の情報通信技術の進展や高度情報通信ネットワークの生活への浸透、携帯電話等の普及により、情報通信量が飛躍的に増加している中、安心で安全なネットワークの利用環境の確保は重要性が増しており、個人情報などのセキュリティ確保に対するニーズが高まっています。

本町の行政情報、防災情報などの情報発信手段としては、町広報誌（旬報・広報）、防災行政無線、インターネット上のホームページ等により行われていますが、住民全体に確実に情報が伝えられていない状況もあり、情報発信方法の更なる充実が求められています。

防災行政無線については、既存設備の老朽化により、平成２２年度大容量の高速データ通信が可能な光ファイバーケーブルを利用した新たな情報通信システムを整備することで、行政情報、防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能となります。これらの設備を利用し、住民の福祉の向上に努め、また電子自治体の実現を目指すとともに、有効かつ高度に利用するための工夫と、新たな技術を活用すると同時に費用対効果を含め検討していくことが今後の課題となっています。

２．基本方針

旬報・広報の誌面内容、及び本町ホームページの内容について更なる充実を図ります。また、新たな情報通信システムを利用し、地域医療、福祉、防災、産業、観光など広い分野において、地域の特色、創意工夫に基づいた利活用を図り、住民生活の利便性の向上と、安心を実感できるまちづくりを目指します。

なお、行政事務の電算化が進む中で、庁舎内外の行政事務の高度化と効率化にも努めます。

３．施策の体系

（１）情報収集と広報活動の充実
（２）新たな情報通信システムの高度な利活用
（３）行政事務の高度化・効率化

４．基本計画

（１）情報収集と広報活動の充実

広報活動において、行政と住民、或いは企業や団体との協働や情報の共有化による情報収集に積極的に努め、情報収集と掲載内容の更なる充実を図り、行政情報、できごと情報など、地域住民のニーズに即したタイムリーな広報誌の

発行と本町ホームページの充実を図ります。

（２）新たな情報通信システムの高度な利活用

新たな情報通信システムを利用した高度な防災情報システムの構築及び高齢化社会へ対応したシステム構築実現への取り組みの他、地場産業の活性化、観光振興など幅広い利活用を検討し、具体化に向けた取り組みを推進します。

（３）行政事務の高度化・効率化

行政における事務事業の電算化及び個人情報保護、セキュリティ強化などの対策においては、その必要性を十分に配慮しながら、権限移譲や地方分権に伴う事務の増大・複雑化に応じて、事務事業の高度化・効率化を図ります。また、各種電子申請などの受付発行業務についても、地域の実態に即した住民サービスを検討し推進します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現　　状	平成２７年度目標値
インターネット接続世帯	３００世帯	４００世帯

第２節　住民主役の町政の推進

１．現況と課題

地方分権の進展により町が担う責任と役割が増していく中、住民の生活様式や価値観の変化に伴い、まちづくりに対する住民の要望も多様化しています。このような中、住民満足度の高いまちづくりを進めていくには、住民誰もが、まちづくりに参画できる環境づくりと、「自ら考え、自ら行動する」住民自治に根ざした協働の推進が課題となっています。

２．基本方針

住民と行政が協働のまちづくりを推進するため、住民誰もが、まちづくりに参画できる環境づくりに取り組み、併せて、住民自ら積極的・主体的にまちづくりに参画する意識の啓発を図ります。また、新たな公共の担い手となるＮＰＯ法人などとともに住民や団体と行政との協働による取り組みの機会の充実を推進します。

３．施策の体系

（１）まちづくりへの住民協働機会の充実
（２）男女共同参画の推進
（３）広報・広聴活動の充実
（４）ＮＰＯ法人など、協働の主体となる団体の育成

４．基本計画

（１）まちづくりへの住民協働機会の充実

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識の基本的考えのもと、「自ら考え、自ら行動する」住民自治の向上を図り、地域の特性や資源を活かした施策を展開することで、地域活力と住民協働の機会を推進します。

（２）男女共同参画の推進

住民一人ひとりが互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを推進するため、行政及び懇話会をはじめとし、地域住民や事業所等への男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

（３）広報・広聴活動の充実

行政への住民参加を促進するため、施策の推進状況などの情報提供を行い、町政に対する意見等を施策に反映させるために、区長会などでの充実した広報・広聴活動を図ります。

（４）ＮＰＯ法人など、協働の主体となる団体の育成

新しい公共の担い手となるＮＰＯ法人などの設立に向けた支援を行い、住民活動の活性化を図ります。

第３節　行財政運営

１．現況と課題

日本の財政事情は、バブル崩壊後、長く停滞したまま、地域の疲弊、財政赤字、格差の広がりを見せています。そのような状況のなか、本町においては、下水道事業の整備継続、老朽化した農業用排水路改修、経済基盤を強固にするための産業の振興事業、住環境の整備など課題は多く、住民の視点に立った行財政運営の効率化が求められています。

また、平成２１年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、一般会計や特別会計のみならず、公営企業会計についても、財政状況の把握と分析を適正に行い、財政の健全化に努める必要があります。

自主財源である町税を見ると、長引く景気の低迷による低所得化や失業等を起因とした担税力の低下、人口減少などにより町税収入は減少傾向にあります。また、若年層における納税意識の低下や破産者の増加などにより新規滞納者が出現しており、使用料等も含めた適切な滞納対策が求められています。

２．基本方針

町財政の中期的な収支見込みに配慮しながら、経費支出の効率化に徹し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、新たな財政需要にも積極的に対応できるよう健全な財政運営に努めます。

また、効率的かつ効果的に実施するためには、従来行ってきた事務事業の成果を検証し、本来の目的に照らし合わせながら財政運営を見直していきます。

町税においては、課税客体を的確に把握・課税し、自主財源及び公平性を確保するための滞納整理を強化するとともに、新規滞納者の抑制を図り徴収率の向上に努めます。また、使用料等も含めた関係部署とも連携を図ります。

３．施策の体系

（１）選択と集中による事業の重点化
（２）計画的な人材育成
（３）適切な課税と徴収強化

４．基本計画

（１）選択と集中による事業の重点化

非常に厳しい財政状況の中、限られた財源の中で真に必要な事業を選択し、また、歳出全般にわたる見直しと、合理化・効率化に徹底的に取り組み、各種施策の優先度の見極めを行うことで、所要財源の確保に努めます。

（２）計画的な人材育成

住民の福祉の向上及び住民サービスの更なる向上への期待と信頼に応えられるよう、職員の人材育成を計画的に推進します。

（３）適切な課税と徴収強化

現年度分については、新規滞納の防止策を講じ、また滞納繰越分についてはその滞納原因を把握し、各々に応じた適正な滞納整理を実施するとともに、自力執行権に基づく厳正な滞納処分に取り組みます。また、使用料等も含めた関係部署と連携を強化し、滞納額全体の抑制を図ります。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現　　状	平成２７年度目標値
町　税　徴　収　率	８８．２％	９１．０％

第４節　広域行政の推進

１．現況と課題

交通や通信体系が発達し、住民の生活圏が拡大している中、広域行政の取り組みも地方分権の推進とともに大きな時代の流れとなってきています。

本町は、人吉球磨地域圏の構成市町村とゴミ・し尿処理、下水道、消防、医療、介護保険等の認定審査、火葬場などについて、一部事務組合若しくは、機関の共同設置を図るなど密接な連携を取り合っています。このような市町村の枠を越えた広域的なネットワーク形成や共同の事業運営など、各市町村の特徴を活かしながら機能分担を図った広域行政の果たす役割がますます重要となっています。

今後も様々な分野において効率的で効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政における推進体制やネットワークを強化する必要があります。

２．基本計画

近隣市町村との連携を深め、効率的、効果的な広域行政を推進します。

また、住民サービスの更なる向上や財政の効率化を図るため、新たな広域連携を検討します。

３．施策の体系

（１）広域行政の推進

（２）近隣市町村等との連携強化

４．基本計画

（１）広域行政の推進

①人吉球磨広域行政組合と連携した新たな事業等を検討し、実現に努めます。

②上球磨消防組合、球磨郡公立多良木病院企業団など共同で設置している機関の効率的な運営を進めます。

（２）近隣市町村等との連携強化

人吉球磨を始めとする広域の共通課題の解決に向けた取り組みについて連携を図ります。

事　業　計　画

○事業計画（平成 23 年度～ 27 年度）

○普通会計歳入計画書

○普通会計歳出計画書

○事業計画　（平成23年度～27年度）

（単位：千円）

区分		事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
匠の技と思いが拓く産業づくり	農業の振興	農協預託金		H23～H27	150,000	0	0	0	0	150,000	
		中山間地域等直接支払制度交付金	集団営農の推進・多面的機能の確保	H23～H27	88,000	44,000	22,000	0	0	22,000	
		農地・水・環境保全向上対策事業	集落多面的機能の確保	H23	15,770	7,885	3,942	0	0	3,943	
		担い手育成支援事業	担い手の育成、集落営農の推進	H23～H27	1,000	0	500	0	0	500	
		畜産奨励補助金	優良繁殖素牛・乳用素牛・肥育素牛導入	H23～H27	10,000	0	0	0	0	10,000	
		第一湯前地区経営体育成基盤整備事業	用水路改修負担金	H23～H27	23,500	0	0	0	0	23,500	
		長岡地区基盤整備促進事業	用水路改修　L＝2300m	H23～H27	62,000	33,000	9,000	0	6,000	14,000	
		南部地区基盤整備促進事業	用水路改修　L＝5000m	H23～H27	100,000	52,250	14,250	0	9,500	24,000	
		ICT利活用事業	一次産業振興への情報通信技術の活用	H23～H27	15,000	0	0	0	0	15,000	
		産業再生戦略推進事業	町生き残りのための産業振興	H23～H27	100,000	0	0	0	0	100,000	
		町生き残り推進事業	町生き残りのための産業振興	H23～H27	7,200	0	0	0	0	7,200	
		計			572,470	137,135	49,692	0	15,500	370,143	
	林業の振興	森林環境基盤整備事業	町有林間伐　577ha他	H23～H27	315,416	0	214,482	0	0	100,934	
		林業・木材産業振興施設等整備事業	林業・木材産業振興施設等整備事業	H23	33,600	0	33,600	0	0	0	
		計			349,016	0	248,082	0	0	100,934	
	商工業の振興	農商工連携型直売所建設事業	農業及び商工等の直販所の拠点整備	H25	30,000	0	0	30,000	0	0	
		商工会預託金		H23～H27	50,000	0	0	0	0	50,000	
		計			80,000	0	0	30,000	0	50,000	
	観光の振興	湯楽里周辺整備及び更新事業	湯楽里を始めとする周辺整備等更新事業	H23～H27	80,000	0	0	40,000	0	40,000	
		計			80,000	0	0	40,000	0	40,000	
計					1,081,486	137,135	297,774	70,000	15,500	561,077	
	交通体系の整備	社会資本整備総合交付金事業	町道御大師線道路改良工事	H23～H24	15,000	8,250	0	6,700	0	50	
		町道改良事業	町道馬場線道路改良工事	H23	20,000	0	0	14,000	0	6,000	
		社会資本整備総合交付金事業	町道駅西側線歩道整備工事	H23～H24	25,000	13,750	0	11,200	0	50	
		社会資本整備総合交付金事業	町道幸野溝側線歩道整備工事	H23～H26	100,000	55,000	0	45,000	0	0	
		橋りょう長寿命化事業	町内橋りょうの長寿命化を図るため計画等	H23～H24	7,000	0	0	0	0	7,000	
		地方バス等運営負担金	地方バス維持等に係る町負担金	H23～H27	24,000	0	4,500	0	0	19,500	
		くま川鉄道運営等負担金	くま川鉄道運営等に係る町負担金	H23～H27	38,500	0	0	17,000	0	21,500	
		小計			229,500	77,000	4,500	93,900	0	54,100	

○事業計画　（平成23年度～27年度）

（単位：千円）

区分		事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
水とみどりの豊かな住環境づくり	防災消防	防火水槽新設	40m3級　5基	H23～H27	30,000	0	0	30,000	0	0	
		消防ポンプ車更新事業	消防ポンプ車購入1台	H24	25,000	0	0	25,000	0	0	
		上球磨消防組合施設整備等負担金	上球磨消防組合負担金	H23～H27	97,236	0	0	73,100	0	24,136	
										0	
		小計			152,236	0	0	128,100	0	24,136	
	交通安全	交通安全施設整備	ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ等の交通安全施設の整備	H23～H27	3,500	0	0	0	0	3,500	
		小計			3,500	0	0	0	0	3,500	
	水道	建設改良事業	水源開発事業	H23～H27	40,000	0	0	0	0	40,000	
		建設改良事業	緩速濾過砂天地替工事	H23～H24	28,000	0	0	0	0	28,000	
					68,000	0	0	0	0	68,000	
	下水道	特定環境保全公共下水道事業	管布設工事・実施測量設計委託等	H23～H27	730,500	350,000	0	380,000	0	500	
		球磨川上流流域下水道事業	建設負担金	H23～H27	38,192	0	0	37,900	0	292	
		浄化槽設置事業	下水道区域外への浄化槽設置補助事業	H23～H27	28,940	5,245	5,245	0	0	18,450	
		小計			797,632	355,245	5,245	417,900	0	19,242	
	住宅対策	住宅整備事業	住宅整備事業	H23～H27	42,000	18,900	0	23,100	0	0	
										0	
										0	
		小計			42,000	18,900	0	23,100	0	0	
	環境衛生	人吉球磨広域行政組合負担金	ごみ処理施設等に伴う負担金	H23～H27	185,387	0	0	0	0	185,387	
		人吉球磨広域行政組合負担金	し尿処理施設等に伴う負担金	H23～H27	121,291	0	0	0	0	121,291	
		ごみ収集運搬業務委託	家庭ごみ収集運搬業務の委託	H23～H27	20,000	0	0	0	0	20,000	
		ごみ収集車（パッカー車）の購入	ごみ収集車（パッカー車）の更新	H23	8,000	0	0	0	0	8,000	
		小計			334,678	0	0	0	0	334,678	
計					1,627,546	451,145	9,745	663,000	0	503,656	

○事業計画　（平成23年度～27年度）　　（単位：千円）

区分		事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
ほっとする笑顔あふれる福祉づくり	地域福祉活動	町民生委員協議会補助金	民生・児童委員の活動等への補助金	H23～H27	9,500	0	565	0	0	8,935	
		町社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会の運営及び事業の補助金	H23～H27	95,000	0	0	0	0	95,000	
		町ボランティア連絡協議会補助金	ボランティア活動の支援	H23～H27	1,100	0	0	0	0	1,100	
		町シルバー人材センター運営補助金	高齢者の生き甲斐と就労支援	H23～H27	5,000	0	0	0	0	5,000	
		消費者行政の推進	消費者行政の窓口設置	H23～H27	0	0	0	0	0	0	
		小計			110,600	0	565	0	0	110,035	
	老人福祉	老人入所措置事業	老人ホーム等の入所に伴う負担金	H23～H27	171,400	0	0	0	9,690	161,710	
		高齢者生活福祉センター指定管理料	福祉センターの管理運営の委託	H23～H27	41,000	0	0	0	3,840	37,160	
		老人クラブ活動補助金	老人の生き甲斐と健康づくり活動への補助	H23～H27	9,400	0	4,070	0	0	5,330	
		敬老祝金	敬老の意を表し祝い金を贈呈	H23～H27	29,000	0	0	0	0	29,000	
		小計			250,800	0	4,070	0	13,530	233,200	
	児童福祉	保育所運営費	保育に欠ける児童を預かる（保育する）	H23～H27	386,214	135,014	65,507	0	65,380	120,313	
		保育所地域活動事業	育児講座、異世代間交流事業等の実施	H23～H27	2,940	1,470	0	0	0	1,470	
		延長保育促進事業	通常開所（園）時間を超えての保育実施	H23～H27	17,210	0	11,465	0	0	5,745	
		保育所緊急整備事業	慈光保育園園舎の老朽化に伴う新設整備	H24～H25	150,000	100,000	0	0	0	50,000	
		乳児家庭全戸訪問事業	家庭を訪問し、情報提供や相談事業	H23～H27	780	390	0	0	0	390	
		児童館環境づくり基盤整備事業	児童の健康増進、情操豊かな児童の育成	H23～H27	11,000	0	3,800	0	0	7,200	
		放課後児童健全育成事業	放課後等、安心して学び、遊べる環境の提供	H23～H27	28,130	0	18,740	0	0	9,390	
		多子世帯子育て支援事業	多子世帯の保育料の減免	H23～H27	2,980	0	1,250	0	0	1,730	
		病児・病後児童保育事業	病気時や病気回復期で、一時的な保育	H23～H27	27,755	15,040	0	0	11,430	1,285	
		地域子育て支援拠点事業	親子が交流・相談・情報交換の場の提供	H23～H27	12,000	4,000	0	0	0	8,000	
		子ども手当	中学校修了前までの子どもに手当を支給	H23～H27	376,110	295,225	40,440	0	0	40,445	
		児童虐待防止	児童虐待問題を未然防止、早期発見や解決	H23～H27	285	140	0	0	0	145	
		小計			1,015,404	551,279	141,202	0	76,810	246,113	
	ひとり親福祉	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭医療費助成	H23～H27	4,800	2,400	0	0	0	2,400	
		郡・町母子会補助金	母子会の運営及び活動補助金	H23～H27	150	0	0	0	0	150	
		小計			4,950	2,400	0	0	0	2,550	

○事業計画　（平成23年度～27年度）

（単位：千円）

区分		事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
ほっとする笑顔あふれる福祉づくり	障がい者福祉	介護給付・訓練等給付事業	介護給付・訓練等給付事業（障害福祉サービス事業）	H23～H27	456,300	228,150	114,075	0	0	114,075	
		地域生活支援事業	障がい者の地域生活支援事業	H23～H27	6,600	3,300	1,650	0	0	1,650	
		補装具給付事業	障がい者への補装具給付・修理	H23～H27	7,500	3,750	1,875	0	0	1,875	
		自立支援医療（更生医療）給付事業	更生医療費の給付	H23～H27	36,060	18,030	9,015	0	0	9,015	
		障害者住宅改造助成事業	住宅改造の助成事業	H23～H27	4,500	0	2,250	0	0	2,250	
		障害認定審査会運営事業	障害認定審査会の運営事業	H23～H27	4,185	0	0	0	0	4,185	
		障がい者相談支援事業	障がい者等への相談支援事業	H23～H27	4,885	0	0	0	0	4,885	
		地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの充実強化事業	H23～H27	22,830	3,750	1,875	0	2,635	14,570	
		障がい者福祉年金支給事業	障がい者等への福祉年金の支給事業	H23～H27	6,800	0	0	0	0	6,800	
		重度心身障害者医療費助成事業	重度障がい者への医療費助成事業	H23～H27	57,120	0	28,560	0	0	28,560	
		障害児居宅生活支援利用者負担特別助成事業	障がい児への障害福祉サービス費自己負担の助成	H23～H27	825	0	0	0	0	825	
		障害者自立支援特別対策事業	障害者自立支援法の運営円滑化	H23～H27	5,285	2,642	1,321	0	0	1,322	
		小計			612,890	259,622	160,621	0	2,635	190,012	
	介護保険	居宅介護サービス	介護（予防）サービス給付費・高額介護（予防）サービス等費・審査支払手数料等	H23～H27	1,174,134	234,827	146,767	0	792,461	79	
		施設介護サービス	施設介護サービス給付費・特定入所者介護サービス費	H23～H27	899,744	134,962	157,455	0	607,317	10	
		小計			2,073,878	369,789	304,222	0	1,399,778	89	
	住民保健	ヒブワクチン接種補助金	乳幼児の髄膜炎等の予防ワクチンの接種奨励	H23～H27	1,000	500	0	0	0	500	
		子宮頸がんワクチン接種補助金	子宮頸がん予防ワクチンの接種奨励	H23～H27	1,250	625	0	0	0	625	
		肺炎球菌ワクチン接種補助金	高齢者等への肺炎予防ワクチンの接種奨励	H23～H27	3,500	1,750	0	0	0	1,750	
		各種がん検診委託料	各種がん検診の実施	H23～H27	135,000	0	0	0	40,650	94,350	
		公立多良木病院企業団負担金	公立多良木病院への構成町としての負担金	H23～H27	37,000	0	0	0	0	37,000	
		病院群輪番制病院運営事業負担金	中核医療施設の医療体制への補助金	H23～H27	2,385	0	0	0	0	2,385	
		町食生活改善推進協議会補助金	食生活改善の推進団体への活動補助金	H23～H27	1,350	0	0	0	0	1,350	
		乳幼児医療費助成事業	乳幼児の医療費負担の軽減	H23～H27	69,500	0	23,910	0	0	45,590	
		妊婦健康診査委託料	妊婦健康診査の委託	H23～H27	18,750	6,225	0	0	0	12,525	
		各年代歯科検診事業	地元歯科医による歯科検診	H23～H27	2,310	0	0	0	0	2,310	
		小計			272,045	9,100	23,910	0	40,650	198,385	

○事業計画　（平成23年度～27年度）

（単位：千円）

区分		事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
	国民健康保険	国民健康保険給付事業	国民健康保険給付	H23～H27	1,893,630	899,821	167,814	0	669,721	156,274	
		小計			1,893,630	899,821	167,814	0	669,721	156,274	
計					6,234,197	2,092,011	802,404	0	2,203,124	1,136,658	
未来へつなぐ人づくり	学校教育の振興	小学校プール修繕事業	小学校小学年用プール修繕	H24	45,000	15,000	0	21,000	0	9,000	
		中学校柔道場改築事業	中学校柔道場改築	H25	33,000	11,000	0	15,400	0	6,600	
		小計			78,000	26,000	0	36,400	0	15,600	
	社会教育の振興	生涯学習教育の推進	各種教室・学級等の開催	H23～H27	11,000	0	0	0	0	11,000	
		公民館改修等事業	公民館・改善センター改修等工事	H23～H24	36,000	0	0	0	0	36,000	
		公民分館活動支援事業	分館活動・花づくり奨励の支援	H23～H27	11,000	0	0	0	0	11,000	
		公民分館施設整備支援事業	分館施設の整備等の支援	H23～H27	2,500	0	0	0	0	2,500	
		美術館周辺整備	町道駅前線歩道等整備工事	H23	40,000	22,000	0	18,000	0	0	
		小計			100,500	22,000	0	18,000	0	60,500	
	社会体育の振興	海洋センタープール施設整備事業	プール温水化改修等工事	H23～H26	68,000	0	0	18,600	34,800	14,600	
		町民グランド等施設整備事業	ジョギングロード等整備工事	H23～H27	100,000	42,500	0	22,500	0	35,000	
		海洋センター体育館等補修整備事業	海洋センター体育館等補修工事	H25	25,000	6,000	0	0	0	19,000	
		船舶器材配備整備事業	船舶器材配備整備	H23	1,050		0	0	0	1,050	
		小計			194,050	48,500	0	41,100	34,800	69,650	
	文化財と文化の振興	文化財保存修理事業	文化財保存修理事業	H23～H27	113,000	70,200	5,400	32,400	0	5,000	
		無形民俗文化財保存継承事業	無形民俗文化財保存継承補助金	H23～H27	1,000	0	0	0	0	1,000	
		小計			114,000	70,200	5,400	32,400	0	6,000	
計					486,550	166,700	5,400	127,900	34,800	151,750	
ともに考え、ともに創るまちづくり		職員研修	職員の資質向上を図る	H23～H27	12,000	0	0	0	0	12,000	
		町制75周年記念事業	町制施行75周年記念事業	H24	3,000	0	0	0	0	3,000	
		集落再生支援事業	集落再生支援アドバイザー	H25	3,000	0	0	3,000	0	0	
		電算システム更新事業	電算システム更新事業	H23	78,500	0	0	34,000	0	44,500	
		計			96,500	0	0	37,000	0	59,500	
合計					9,526,279	2,846,991	1,115,323	897,900	2,253,424	2,412,641	

○普通会計歳入歳出計画表

1. 歳入

（単位：千円、%）

区分＼年度	平成18年度				平成19年度				平成20年度				平成21年度				平成22年度(見込)			
	金額	構成比	対前年度		金額	構成比	対前年度		金額	構成比	対前年度		金額	構成比	対前年度		金額	構成比	対前年度	
			増減額	増減率			増減額	増減率			増減額	増減率			増減額	増減率			増減額	増減率
町税	235,646	8.4	△ 6,929	△ 2.9	261,505	10.2	25,859	11.0	265,022	9.0	3,517	1.3	255,210	7.6	△ 9,812	△ 3.7	243,000	7.2	△ 12,210	△ 4.8
地方譲与税等	131,451	9.2	10,903	9.0	94,740	3.7	△ 36,711	△ 27.9	88,435	3.0	△ 6,305	△ 6.7	85,451	2.5	△ 2,984	△ 3.4	74,134	2.2	△ 11,317	△ 13.2
地方交付税	1,422,795	50.9	△ 20,798	△ 1.4	1,459,530	57.0	36,735	2.6	1,524,262	51.5	64,732	4.4	1,522,468	45.1	△ 1,794	△ 0.1	1,485,128	43.7	△ 37,340	△ 2.5
小計（A）	1,789,892	68.5	△ 16,824	△ 0.9	1,815,775	70.9	25,883	△ 14.4	1,877,719	63.4	61,944	△ 0.9	1,863,129	55.2	△ 14,590	△ 7.2	1,802,262	53.0	△ 60,867	△ 20.5
分担金・負担金	22,477	0.9	△ 555	△ 2.4	21,932	0.9	△ 545	△ 2.4	23,220	0.8	1,288	5.9	25,525	0.8	2,305	9.9	25,014	0.7	△ 511	△ 2.0
使用料・手数料	48,686	1.8	△ 3,131	△ 6.0	46,051	1.8	△ 2,635	△ 5.4	42,188	1.4	△ 3,863	△ 8.4	36,491	1.1	△ 5,697	△ 13.5	32,466	1.0	△ 4,025	△ 11.0
国県支出金	390,352	14.0	133,444	51.9	269,520	10.5	△ 120,832	△ 31.0	465,765	15.7	196,245	72.8	842,873	25.0	377,108	81.0	920,000	27.1	77,127	9.2
財産収入	53,053	1.6	30,046	130.6	41,288	1.6	△ 11,765	△ 22.2	33,356	1.1	△ 7,932	△ 19.2	34,436	1.0	1,080	3.2	24,436	0.7	△ 10,000	△ 29.0
地方債	292,000	6.2	125,500	75.4	157,824	6.2	△ 134,176	△ 46.0	255,658	8.6	97,834	62.0	292,165	8.7	36,507	14.3	325,469	9.6	33,304	11.4
その他の収入	196,637	7.0	△ 31,756	△ 13.9	209,155	8.2	12,518	6.4	261,463	8.8	52,308	25.0	281,558	8.3	20,095	7.7	268,075	7.9	△ 13,483	△ 4.8
小計（B）	1,003,205	31.5	253,548	33.8	745,770	29.1	△ 257,435	△ 25.7	1,081,650	36.6	335,880	45.0	1,513,048	44.8	431,398	39.9	1,595,460	47.0	82,412	5.4
歳入合計（A）＋（B）	2,793,097	100.0	236,724	9.3	2,561,545	100.0	△ 231,552	△ 8.3	2,959,369	100.0	397,824	15.5	3,376,177	100.0	416,808	14.1	3,397,722	100.0	21,545	0.6
人件費	578,251	21.7	△ 37,742	△ 6.1	552,065	22.8	△ 26,186	△ 4.5	574,114	20.7	22,049	4.0	576,738	18.7	2,624	0.5	553,695	17.2	△ 23,043	△ 4.0
扶助費	264,193	9.9	15,699	6.3	258,106	10.7	△ 6,087	△ 2.3	285,841	10.3	27,735	10.7	291,611	9.5	5,770	2.0	297,543	9.3	5,932	2.0
公債費	525,401	19.7	△ 27,597	△ 5.0	526,241	21.8	840	0.2	501,976	18.1	△ 24,265	△ 4.6	412,163	13.4	△ 89,813	△ 17.9	297,432	9.3	△ 114,731	△ 27.8
小計（C）	1,367,845	51.3	△ 49,640	△ 3.5	1,336,412	55.2	△ 31,433	△ 2.3	1,361,931	49.2	25,519	1.9	1,280,512	41.6	△ 81,419	△ 6.0	1,148,670	35.8	△ 131,842	△ 10.3
物件費	228,285	8.6	△ 10,226	△ 4.3	276,940	11.4	48,655	21.3	268,441	9.7	△ 8,499	△ 3.1	325,153	10.5	56,712	21.1	406,351	12.7	81,198	25.0
維持補修費	8,979	0.3	△ 3,943	△ 30.5	10,094	0.4	1,115	12.4	10,952	0.4	858	8.5	6,762	0.2	△ 4,190	△ 38.3	7,581	0.2	819	12.1
補助費等	302,252	11.3	9,463	3.2	328,029	13.6	25,777	8.5	414,567	15.0	86,538	26.4	528,746	17.1	114,179	27.5	402,593	12.5	△ 126,153	△ 23.9
積立金	2,702	0.1	△ 64	△ 2.3	3,932	0.2	1,230	45.5	3,415	0.1	△ 517	△ 13.1	4,442	0.2	1,027	30.1	82,000	2.6	77,558	1,746.0
投資及び出資貸付金	60,311	2.3	△ 9,745	△ 13.9	60,318	2.5	7	0.0	70,731	2.6	10,413	17.3	58,593	1.9	△ 12,138	△ 17.2	60,527	1.9	1,934	3.3
繰出金	263,152	9.9	9,233	3.6	264,816	10.9	1,664	0.6	272,492	9.8	7,676	2.9	296,430	9.6	23,938	8.8	237,469	7.4	△ 58,961	△ 19.9
小計（D）	865,681	32.5	△ 5,282	△ 0.6	944,129	39.0	78,448	9.1	1,040,598	37.6	96,469	10.2	1,220,126	39.5	179,528	17.3	1,196,521	37.3	△ 23,605	△ 1.9
普通建設事業費	332,431	12.5	252,926	318.1	138,845	5.7	△ 193,586	△ 58.2	352,320	12.7	213,475	153.8	583,922	18.9	231,602	65.7	866,040	27.0	282,118	48.3
災害復旧事業費	100,715	3.7	8,315	9.0	0	0.0	△ 100,715	皆減	13,084	0.5	13,084	皆増	0	0.0	△ 13,084	皆減	0	0.0	0	0.0
小計（E）	433,146	16.2	261,241	152.0	138,845	5.7	△ 294,301	△ 67.9	365,404	13.2	226,559	163.2	583,922	18.9	218,518	59.8	866,040	27.0	282,118	48.3
歳出合計（C＋D＋E）	2,666,672	100.0	206,319	8.4	2,419,386	100.0	△ 247,286	△ 9.3	2,767,933	100.0	348,547	14.4	3,084,560	100.0	316,627	11.4	3,211,231	100.0	126,671	4.1

○普通会計歳入歳出計画表

1. 歳入

（単位：千円、%）

区分＼年度	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	金額	構成比	対前年度		金額	構成比	対前年度		金額	構成比	対前年度		金額	構成比	対前年度		金額	構成比	対前年度	
			増減額	増減率			増減額	増減率			増減額	増減率			増減額	増減率			増減額	増減率
町税	238,000	9.0	△ 5,000	△ 2.1	233,000	10.0	△ 5,000	△ 2.1	228,000	10.1	△ 5,000	△ 2.1	223,000	9.8	△ 5,000	△ 2.2	218,000	10.0	△ 5,000	△ 2.2
地方譲与税等	64,746	2.4	△ 9,388	△ 12.7	56,554	2.4	△ 8,192	△ 12.7	49,407	2.2	△ 7,147	△ 12.6	43,172	1.9	△ 6,235	△ 12.6	37,731	1.7	△ 5,441	△ 12.6
地方交付税	1,435,000	54.1	△ 50,128	△ 3.4	1,405,000	60.6	△ 30,000	△ 2.1	1,385,000	61.5	△ 20,000	△ 1.4	1,365,000	60.3	△ 20,000	△ 1.4	1,355,000	62.3	△ 10,000	△ 0.7
小計（A）	1,737,746	65.5	△ 64,516	△ 3.6	1,694,554	73.1	△ 43,192	△ 2.5	1,662,407	73.9	△ 32,147	△ 1.9	1,631,172	72.0	△ 31,235	△ 1.9	1,610,731	74.1	△ 20,441	△ 1.3
分担金・負担金	24,510	0.9	△ 504	△ 2.0	24,020	1.0	△ 490	△ 2.0	23,540	1.0	△ 480	△ 2.0	23,070	1.0	△ 470	△ 2.0	22,600	1.0	△ 470	△ 2.0
使用料・手数料	32,140	1.2	△ 326	△ 1.0	31,820	1.4	△ 320	△ 1.0	31,500	1.4	△ 320	△ 1.0	31,180	1.4	△ 320	△ 1.0	30,870	1.4	△ 310	△ 1.0
国県支出金	298,300	11.2	△ 621,700	△ 67.6	215,373	9.3	△ 82,927	△ 27.8	211,248	9.4	△ 4,125	△ 1.9	200,248	8.8	△ 11,000	△ 5.2	200,248	9.2	0	0.0
財産収入	24,400	0.9	△ 36	△ 0.1	24,400	1.1	0	0.0	24,400	1.1	0	0.0	24,400	1.1	0	0.0	24,400	1.1	0	0.0
地方債	302,969	11.4	△ 22,500	△ 6.9	244,369	10.5	△ 58,600	△ 19.3	217,869	9.7	△ 26,500	△ 10.8	274,969	12.1	57,100	26.2	205,669	9.5	△ 69,300	△ 25.2
その他の収入	234,427	8.8	△ 33,648	△ 12.6	84,239	3.6	△ 150,188	△ 64.1	80,020	3.6	△ 4,219	△ 5.0	80,020	3.5	0	0.0	80,020	3.7	0	0.0
小計（B）	916,746	34.5	△ 678,714	△ 42.5	624,221	26.9	△ 292,525	△ 31.9	588,577	26.1	△ 35,644	△ 5.7	633,887	28.0	45,310	7.7	563,807	25.9	△ 70,080	△ 11.1
歳入合計（A）＋（B）	2,654,492	100.0	△ 743,230	△ 21.9	2,318,775	100.0	△ 335,717	△ 12.6	2,250,984	100.0	△ 67,791	△ 2.9	2,265,059	100	14,075	0.6	2,174,538	100.0	△ 90,521	△ 4.0
人件費	546,030	20.6	△ 7,665	△ 1.4	541,776	23.4	△ 4,254	△ 0.8	537,733	23.9	△ 4,043	△ 0.7	540,921	23.9	3,188	0.6	533,207	24.5	△ 7,714	△ 1.4
扶助費	302,540	11.4	4,997	1.7	306,540	13.2	4,000	1.3	310,250	13.8	3,710	1.2	314,460	13.9	4,210	1.4	318,820	14.7	4,360	1.4
公債費	284,992	10.7	△ 12,440	△ 4.2	276,326	11.9	△ 8,666	△ 3.0	275,798	12.3	△ 528	△ 0.2	273,969	12.1	△ 1,829	△ 0.7	260,815	12.0	△ 13,154	△ 4.8
小計（C）	1,133,562	42.7	△ 15,108	△ 1.3	1,124,642	48.5	△ 8,920	△ 0.8	1,123,781	49.9	△ 861	△ 0.1	1,129,350	49.9	5,569	0.5	1,112,842	51.2	△ 16,508	△ 1.5
物件費	330,320	12.4	△ 76,031	△ 18.7	279,450	12.1	△ 50,870	△ 15.4	278,630	12.4	△ 820	△ 0.3	277,220	12.2	△ 1,410	△ 0.5	276,650	12.7	△ 570	△ 0.2
維持補修費	10,020	0.4	2,439	32.2	10,020	0.4	0	0.0	10,020	0.4	0	0.0	10,020	0.4	0	0.0	11,050	0.5	1,030	10.3
補助費等	424,467	16.0	21,874	5.4	316,390	13.6	△ 108,077	△ 25.5	330,480	14.7	14,090	4.5	357,596	15.8	27,116	8.2	301,773	13.9	△ 55,823	△ 15.6
積立金	2,300	0.1	△ 79,700	△ 97.2	2,300	0.1	0	0.0	2,300	0.1	0	0.0	2,300	0.1	0	0.0	2,300	0.1	0	0.0
投資及び出資貸付金	60,000	2.3	△ 527	△ 0.9	60,000	2.6	0	0.0	60,000	2.7	0	0.0	60,000	2.6	0	0.0	60,000	2.8	0	0.0
繰出金	266,950	10.1	29,481	12.4	268,300	11.6	1,350	0.5	270,600	12.0	2,300	0.9	273,400	12.1	2,800	1.0	276,500	12.7	3,100	1.1
小計（D）	1,094,057	41.2	△ 102,464	△ 8.6	936,460	40.4	△ 157,597	△ 14.4	952,030	42.3	15,570	1.7	980,536	43.3	28,506	3.0	928,273	42.7	△ 52,263	△ 5.3
普通建設事業費	426,873	16.1	△ 439,167	△ 50.7	257,673	11.1	△ 169,200	△ 39.6	175,173	7.8	△ 82,500	△ 32.0	155,173	6.9	△ 20,000	△ 11.4	133,423	6.1	△ 21,750	△ 14.0
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計（E）	426,873	16.1	△ 439,167	△ 50.7	257,673	11.1	△ 169,200	△ 39.6	175,173	7.8	△ 82,500	△ 32.0	155,173	6.9	△ 20,000	△ 11.4	133,423	6.1	△ 21,750	△ 14.0
歳出合計（C＋D＋E）	2,654,492	100.0	△ 556,739	△ 17.3	2,318,775	100.0	△ 335,717	△ 12.6	2,250,984	100.0	△ 67,791	△ 2.9	2,265,059	100.0	14,075	0.6	2,174,538	100.0	△ 90,521	△ 4.0